

戦没者等の遺族に対する

特別弔慰金の手引

(令和 7 年改正・第十二回特別弔慰金)

厚生労働省社会・援護局援護・業務課

§ 1	特別弔慰金	1
1	特別弔慰金の趣旨	1
2	特別弔慰金の支給	1
§ 2	令和 7 年改正の特別弔慰金	3
1	第十二回特別弔慰金の概要	3
2	第十一回特別弔慰金からの主な変更点	4
3	第十一回特別弔慰金からの取扱い	6
§ 3	年金給付の受給権者	8
1	公務扶助料等の年金給付の受給権者	8
2	公務扶助料・遺族年金等証書記号一覧表	9
§ 4	支給対象となる遺族	10
1	特別弔慰金支給順位表	10
2	弔慰金受給権者	12
3	弔慰金受給権者とみなされる者	13
4	援護法による弔慰金の支給順位表	15
5	転給遺族	16
6	転給遺族に関する留意事項	19
§ 5	請求について	21
1	請求期間	21
2	請求書の受付機関	21
3	権利を有する遺族が複数人いる場合の取扱い	22
4	権利者の法定代理人(親権者、成年後見人等)からの請求	22
5	外国居住者からの請求	23
6	相続財産清算人からの請求	23
7	相続人からの請求	23
8	本人確認に関する事務	26
9	オンライン申請について	28
§ 6	請求に必要な書類	29
1	提出書類の種類	29
2	請求書等	30
3	戸籍書類	32
4	請求者の状況に応じて必要な書類＜提出書類番号 9 ～ 13、17＞	34
5	提出書類一覧表	38
§ 7	国債の交付までの事務手続	41
1	特別弔慰金の請求・裁定等の事務手続（概要図）	41

2 市区町村での受付	42
3 裁定通知書の交付	44
4 国債の代理受領と交付	44
5 請求者が請求後に死亡した場合の取扱い（特 定 相 続 人 に つ い て）	46
6 国債を交付できない事情がある場合の取扱い	48
7 順位変更申請.....	48
8 審査請求・処分の取消しの訴え	49
§ 8 国債受領後の諸手続	50
1 償還金の受領関係	50
2 各種変更手続.....	50
§ 9 国債の特別買上償還と担保貸付.....	53
1 特別買上償還.....	53
2 担保貸付	54
参考 請求書等の記入例	55
様式集	61

§ 1 特別弔慰金

1 特別弔慰金の趣旨

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特弔法」といいます。）に基づき支給されるものです。

特別弔慰金は、先の大戦で公務等のため国に殉じたもとの軍人、軍属及び準軍属の方々に思いをいたし、その遺族に対して戦後20年、30年、40年、50年、60年、70年、80年という節目の機会をとらえ、国として改めて弔慰の意を表すため、一定の日（以下「基準日」といいます。）において恩給法（大正12年法律第48号）による公務扶助料・特例扶助料、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）（以下「援護法」といいます。）による遺族年金・遺族給与金等の受給権を有する遺族（以下「年金給付の受給権者」といいます。）がいない場合に、先順位の遺族1名に対して特別弔慰金を受ける権利の裁定がなされます。（その方と同順位の者がある場合は、その裁定をもって全員に対してしたものとみなされます。）。

2 特別弔慰金の支給

特別弔慰金は、戦後何十年といった機会をとらえて支給されるほか、この節目と節目の間に年金給付の受給権者が死亡したこと等により、基準日に年金給付の受給権者がいない場合には特例的な特別弔慰金が支給されています。

戦後80年に当たる令和7年には、現在償還中の特別弔慰金に係る国債が最終償還を迎えることから、国として改めて弔慰の意を表すため、特別弔慰金を継続支給することとし、その償還額を年5.5万円に増額することとしました。支給は、記名国債により行われ、その名称、額面及び償還期間は次頁のとおりです。

戦後20年		戦後30年		戦後40年		戦後50年		戦後60年		戦後70年		戦後80年					
額面3万円 10年償還 特別弔慰金国債 基準日 S40.4.1 S40創設		額面20万円 10年償還 第二回 特別弔慰金国債 基準日 S50.4.1 S50		額面30万円 10年償還 第四回 特別弔慰金国債 基準日 S60.4.1 S60		額面40万円 10年償還 第六回 特別弔慰金国債 基準日 H7.4.1 H7		額面40万円 10年償還 第八回 特別弔慰金国債 基準日 H17.4.1 H17		額面25万円 5年償還 第十回 特別弔慰金国債 基準日 H27.4.1 H27		額面25万円 5年償還 第十一回 特別弔慰金国債 基準日 R2.4.1 R2		額面27.5万円 5年償還 第十二回 特別弔慰金国債 基準日 R7.4.1 R7		額面27.5万円 5年償還 第十三回 特別弔慰金国債 基準日 R12.4.1 R12	
S47		S54		H元		H11		H21									
額面3万円 10年償還 特別弔慰金国債に号 基準日 S47.4.1		額面12万円 6年償還 第三回特別弔慰金国債 基準日 S54.4.1		額面18万円 6年償還 第五回特別弔慰金国債 基準日 H元.4.1		額面24万円 6年償還 第七回特別弔慰金国債 基準日 H11.4.1		額面24万円 6年償還 第九回特別弔慰金国債 基準日 H21.4.1									

§ 2 令和 7 年改正の特別弔慰金

1 第十二回特別弔慰金の概要

令和 7 年の特弔法の改正においては、5 年償還の国債を 5 年ごとに 2 回支給することから、新たな基準日を令和 7 年 4 月 1 日及び令和 12 年 4 月 1 日と定めています。ここでは、令和 7 年 4 月 1 日を基準日とする第十二回特別弔慰金について説明します。なお、令和 12 年 4 月 1 日を基準日とする特別弔慰金（5 年後）については、令和 12 年 4 月 1 日から請求受付を開始する予定であり、改めて請求手続をしていただくことになります。

第十二回特別弔慰金は、令和 7 年 4 月 1 日を新たな基準日とし、同日において年金給付の受給権者がいない場合に、先順位の遺族 1 名に特別弔慰金を支給します。

- 国債の名称・額面

名称	第十二回特別弔慰金国庫債券「い号」
額面	27.5 万円（5 年償還の記名国債）

- 請求期間

請求期間は、令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日です。

※請求期間は改正法の施行日である令和 7 年 4 月 1 日から 3 年間です。

請求期間内に請求を行わないと、時効により特別弔慰金を受ける権利が消滅するので、時効による失権者が生じないように注意してください。

- 請求書の受付機関

請求書の受付機関は、請求者の居住地を管轄する市区町村です。

なお、請求者が外国に居住している場合は、請求手続、国債の受領及び償還金の受領を委任された代理人の居住地を管轄する市区町村が受付機関となります。

また、法定代理人又は相続人による請求の場合は、これらの者の居住地を管轄する市区町村が受付機関となります。

- 基準日＜令和 7 年 4 月 1 日＞

第十二回特別弔慰金は、令和 7 年 4 月 1 日の時点に着目して支給されます。

言い換えれば、戦没者等の遺族が第十二回特別弔慰金を受けるために必要な諸要件を満たしているかどうかといった判定は、この日を基準にして行われます。

この判定の基準となる令和7年4月1日のことを「基準日」といいます。

- **基本的な支給要件**

特別弔慰金の基本的な支給要件は次のとおりです。

- ① **令和7年4月1日（基準日）において、公務扶助料等の年金給付の受給権者がいないこと。**

基準日である令和7年4月1日において、戦没者等の死亡に関し年金給付の受給権者（恩給法による公務扶助料・特例扶助料、援護法による遺族年金・遺族給与金等の受給権を有する遺族）がいないことです。

実際に年金給付の裁定を受けていない場合であっても、基準日において年金給付の受給権を有する遺族がいる場合は、特別弔慰金は支給されません。

- ② **特別弔慰金の対象となる戦没者等とは、軍人軍属又は準軍属としての公務上の傷病、又は勤務に関連した傷病が原因で死亡した者であること。**

2 第十一回特別弔慰金からの主な変更点

- **印鑑等届出書の廃止及び氏名等届出書の提出省略について**

特別弔慰金の請求に当たっては、氏名等届出書（印鑑等届出書）の提出が必要とされていましたが、請求者の負担軽減及び都道府県・市区町村の事務処理の簡素化を図るため、援護システムより自動作成することにより、氏名等届出書の提出を不要とします。（令和5年改正による戦没者等の妻に対する特別給付金（第三十回特別給付金）において導入済。）

- **戸籍の省略**

恩給等受給者の有無を確認するため、戦没者の祖父母・父母の死亡を戸籍（死亡除籍）で確認していましたが、国内最高齢者（男性：大正3年3月14日、女性：明治42年9月2日）より生年月日が前の者については、戸籍の提出を不要とします。

- **現況申立書について**

- ① **記載事項の一部省略**

支給順位の確認のために、戦没者等の遺族の現況等についての申立書（以下、現況申立書）に遺族全員の状況を記載するよう求めていましたが、支給順位の確

認に影響しない遺族の状況については記載の省略を可能とします。具体的には戦没者の父母・祖父母、同順位者に係る死亡及び相続人の記載は不要とします。詳細はP 3 1を参照してください。

② 提出の省略

前回請求時に先順位と認められた第11位・第12位の受給者の権利の確認は、戸籍抄本で行えることから、前回請求時第11位・第12位の受給者に限り、現況申立書の提出の省略を可能とします。

● 国債発行日の前倒し

国債発行日は、令和7年9月1日としました（第十一回特別弔慰金の国債発行日の10月1日から1か月の前倒し）。裁定都道府県が行う裁定処理の開始は令和7年7月となりますのでご注意ください。

● 事務処理の標準化

① 処理区分の設定と処理（推奨）

実質的な審査事項が少ない前回受給者からの請求と、それ以外の請求を区分して処理する方式を推奨します。

② 処理期間の目安（努力目標）

前回受給者からの請求について、進達（居住市区町村・居住都道府県）・裁定（裁定都道府県）の処理期間の努力目標となる「目安」を明示します。

【処理期間の目安】

1. 前回と同じ居住市区町村であり、居住市区町村が裁定都道府県の管内である場合
 - (1) 居住市区町村から居住（裁定）都道府県への進達 1か月以内
 - (2) 居住（裁定）都道府県での審査期間 2か月以内※ 受付開始年度の審査期間は6か月以内を目安とする
2. 前回と異なる居住市区町村又は居住市区町村が裁定都道府県の管外である場合
 - (1) 居住市区町村から居住都道府県への進達 1か月以内
 - (2) 居住都道府県から裁定都道府県への進達 1か月以内
 - (3) 裁定都道府県での審査期間 2か月以内※ 受付開始年度の審査期間は6か月以内を目安とする

● 様式の統一

① 委任状

請求手続を委任する際に提出する委任状について、国内居住者用と国外居住者用は別様式になっていましたが、誤用を防ぐため、一体化しました。（様式5

参照)

② 特定相続人の確認のための様式

特定相続人の確認を行うための様式（令和4年3月31日付け社援援発 0331 第1号で定めた様式）については、利便性を考慮し承諾する内容と署名を同一様式に纏めました。（様式8、様式9参照）

● 特別弔慰金請求のオンライン化

政府は書面の提出等を求める行政手続に関し、令和7年までにオンライン化することを決定しました（令和5年6月9日閣議決定等）。第十二回特別弔慰金の請求書についても、令和7年中にマイナポータルのぴったりサービス（汎用電子申請サービス）を利用した申請を可能とする予定です。（P28参照）

オンラインでの請求は請求者の任意で行う請求方法のひとつです。そのため従来どおり市区町村窓口において、紙による請求受付も行っていていただくよう、お願いします。

● 審査請求の諮問先を援護審査会に変更

特別弔慰金の審査請求については、平成28年4月以降、行政不服審査会に諮問を行った上で裁決を行っていましたが、審査に当たって、専門的知見をより一層反映できるよう、援護施策に関する知見を有する援護審査会に諮問を行うこととしました。

なお、諮問については、厚生労働省が行うため、処分庁における事務処理に影響はありません。

3 第十一回特別弔慰金からの取扱い

● 特定相続人について（請求者が請求後に死亡した場合の取扱い）

請求者が裁定通知書到達前に死亡した場合等の取扱いについては、「裁定通知書到達前に請求者が死亡した場合等の取扱いについて（通知）」（令和元年12月6日付け社援援発 1206 第1号）による取扱いとなりました。（P46参照）

請求者の死亡の判明が裁定前、裁定後、国債交付時によって対応が異なるため、取扱には注意が必要です。詳しくはP46を参照してください。

● 本人確認に関する事務

令和2年12月16日以降、請求書等の押印・署名の廃止に伴い、請求時及び国債交付時における本人確認書類の記録・保存が必要となりました。詳細はP26～27及びP45を参照してください。

● 同順位者間の調整に係る同意について

特別弔慰金の権利を有する遺族が数人いる場合は、そのうちの一人が行った特別弔慰金の請求は、同順位の権利者全員のためにしたものとみなされ、その一人に対して行った権利の裁定は全員に対してしたものとみなされます。＜特弔法第6条・7条＞

そのため、これまで、請求者に同順位者がいる場合は同順位者間で調整を行っていただく目的で、「請求同意書」又は「請求同意書を提出することができない旨の申立書」の提出を求めていましたが、遺族の高齢化に鑑み、これらの書類を廃止し、請求手続の簡素化を図ることとしました。

ただし、同順位者がいる場合は、引き続き同順位者間で調整を行うのが望ましいことから、請求書の様式を改正し、請求者が全ての同順位者を代表して請求することを明記しました。

また、同順位者は同じ権利を持っており、そのうちの一人が代表して請求し、権利の裁定を受けた場合、他の同順位者にも各々の持分があることから、他の同順位者から持分を主張された場合は、請求者が責任を持って調整を行うことや、調整を行うために必要な請求者の連絡先等は他の同順位者に教示されることも併せて請求書に明記しています。

● 請求書の個人番号欄削除

第十回特別弔慰金では、戸籍法等他制度との連携により、請求者の負担軽減に資する可能性があったことから、個人番号の記載を求めていました。しかし、戸籍法等他制度との個人番号の連携状況等を踏まえると、現時点では個人番号の記載を求める必要性はなく、また、請求者の負担軽減にも資することから、第十一回及び第十二回特別弔慰金においては、個人番号の記載を求めないこととしました。

なお、今後、他制度との連携等によって、請求者の負担軽減につながる等の利活用が想定される場合は、再度個人番号の記載を求める可能性もありますので、ご留意願います。

§ 3 年金給付の受給権者

1 公務扶助料等の年金給付の受給権者

特別弔慰金を受給するためには、基準日（令和 7 年 4 月 1 日）に公務扶助料等の年金給付の受給権を有する者が遺族の中に一人もいないことが要件となります（特弔法第 3 条）。

実際に年金給付の裁定を受けていない場合であっても、基準日において年金給付の受給権を有する遺族がいる場合は、特別弔慰金は支給されません。

● 年金給付の対象者

これらの年金給付の支給の対象となる遺族は、制度によって多少の違いはありますが、一般的には、戦没者等の配偶者、未成年の子、父母、未成年の孫、祖父母といった遺族になります。

● 年金給付の受給権者となる遺族の範囲及び受給要件

恩給法	遺族の範囲	戦没者等の配偶者、子（18 歳未満。ただし、令和 4 年 3 月 31 日において未成年の子として扶助料等を受けている等の場合は 20 歳まで）、父母、祖父母
	受給要件	戦没者等と同一戸籍内にあること （戦没者等の死亡が昭和 22 年 5 月 3 日以後であるときは戦没者等と生計関係を有すること）
援護法	遺族の範囲	戦没者等の配偶者（事実上の婚姻関係にあった者を含む）、子（18 歳になる日を超えて到来する最初の 3 月 31 日まで）、父母、孫（子と同じ）、祖父母、入夫婚姻による妻の父母、事実上の父母
	受給要件	戦没者等と生計関係を有すること

※ 重度障害の子及び孫は、年齢制限を超えても年金給付が支給される場合があります。

2 公務扶助料・遺族年金等証書記号一覧表

もとの軍人、軍属又は準軍属であった者の死亡に関し支給される主な年金給付及び証書記号は次のとおりです。

① 公務扶助料等

	陸軍	海軍
公務扶助料 (もとの軍人の公務死亡を支給事由とするもの)	りに○	かに○
特例扶助料 (もとの軍人の職務関連死亡を支給事由とするもの)	りと	かと

次の記号の扶助料等を受給している遺族は**特別弔慰金の支給対象にはなりません**。

	陸軍	海軍
普通扶助料 ※ (もとの軍人の一定の在職期間を支給事由とするもの)	りは	かは
増加非公死扶助料 (増加恩給を受給していたもとの軍人の平病死亡を支給事由とするもの)	りほ○	かほ○
傷病者遺族特別年金 (傷病年金又は特例傷病恩給を受給していたもとの軍人の平病死亡を支給事由とするもの)	りり	かり

※ 遺族年金(給イ)を併給している場合は、特別弔慰金の支給対象となります。

注1：公務扶助料及び増加非公死扶助料の証書記号の○には、支払事務を所管する貯金事務センターの略字（仙・東・長・大・広・熊）が入ります。

注2：「平病死亡」とは、障害給付（増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給）の支給事由である傷病以外の病気等による死亡のことです。

② 遺族年金等

遺族年金	給 イ
遺族給与金	給 ウ

注：上記の証書記号で支給する遺族年金等は、もとの軍人、軍属又は準軍属が公務死亡又は勤務関連死亡した場合のほか、特別弔慰金の対象に含まれない平病死亡又は公務併発死亡した場合等も含まれています。死因等が不明な場合は、都道府県庁に確認してください。

③ 旧令共済殉職年金

もとの陸軍又は海軍部内の有給の嘱託員、雇員、傭人等の公務上の負傷又は疾病による死亡を支給事由として、国家公務員共済組合連合会から支給されます。

殉職年金	陸 軍	海 軍
	Q 5 2 - 1 1	Q 5 2 - 1 2

§ 4 支給対象となる遺族

特別弔慰金の支給対象は、援護法による弔慰金の受給権を取得した者（以下「弔慰金受給権者」といいます。）となります。また、基準日において、弔慰金受給権者が死亡等の失格事由に該当するときは、以下の「特別弔慰金支給順位表」の順番による最先順位の転給遺族（P 1 6 参照）となります。

1 特別弔慰金支給順位表

順位	対 象 者		支 給 要 件
1	弔慰金受給権者 （弔慰金受給権者とみなされる者を含みます。）	弔慰金の支給順位についてはP15の表参照	弔慰金の受給権者が配偶者の場合は次の要件をすべて満たす必要があります。 1. 戦没者等の死亡後、遺族以外の者と事実上の婚姻関係にあつて弔慰金の受給権を取得した配偶者は、弔慰金の受給権取得時に戦没者等の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹がいないこと 2. 弔慰金の受給権取得後、遺族以外の者と氏を改める婚姻又は遺族以外の者と事実上の婚姻をしていないこと
2	転 給 遺 族	子	戦没者等の死亡当時の胎児を含む
3		父母	次の要件をすべて満たす必要があります。 1. 戦没者等の死亡当時、戦没者等と生計関係を有していること 2. 基準日において、遺族以外の者の養子になっていないこと（戦没者等の死亡日前の養子縁組を除く） 3. 基準日において、遺族以外の者と氏を改める婚姻をしていないこと又は遺族以外の者と事実上の婚姻関係にないこと（戦没者等の死亡日前の婚姻関係を除く）
4		孫	
5		祖父母	
6		兄弟姉妹	
7		父母	3～6順位に必要な要件を満たしていない者
8		孫	
9		祖父母	
10		兄弟姉妹	
11		上記以外の三親等内親族	戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上戦没者等と生計関係を有していた者で、戦没者等の葬祭を行った者
12		上記以外の三親等内親族	戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上戦没者等と生計関係を有していた者で、戦没者等の葬祭を行わなかった者

【注意事項】

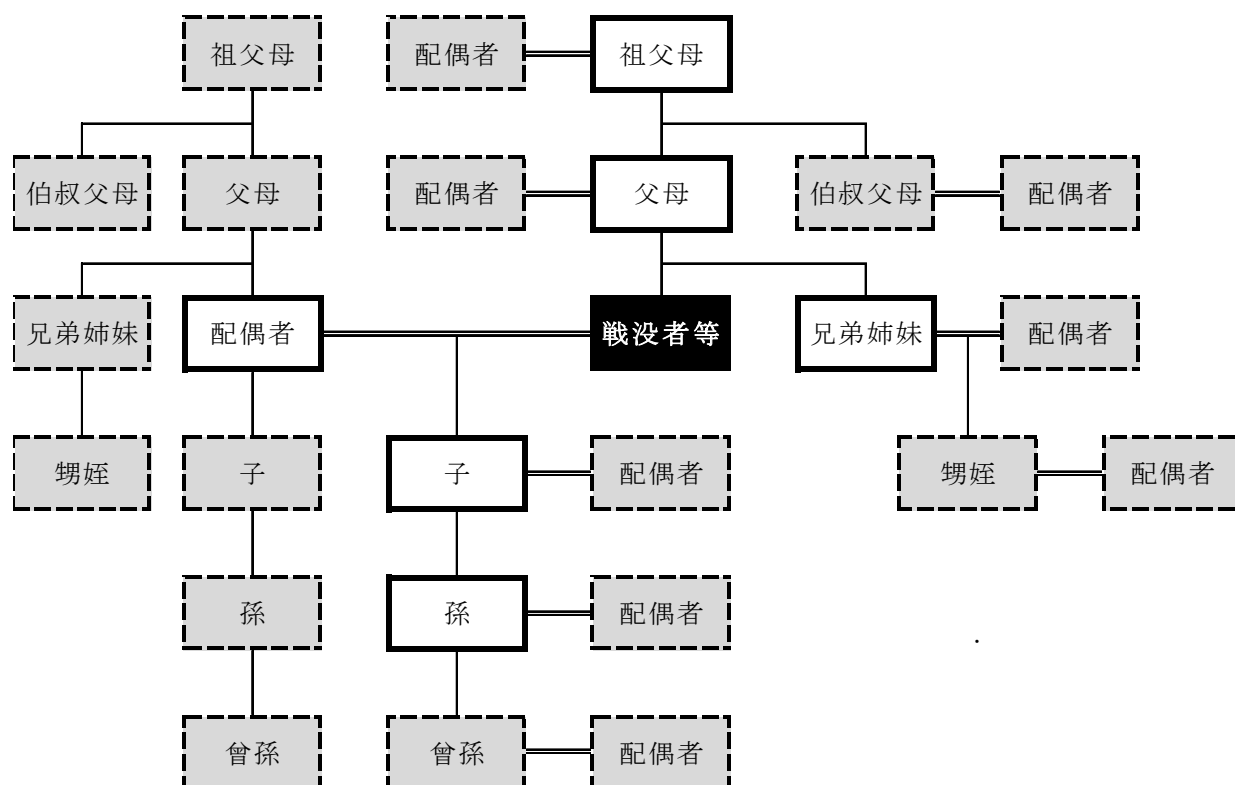
1. 特別弔慰金の支給対象遺族は、戦没者等の死亡当時の遺族（生まれていたこと）が要件となっています。なお、子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。
2. 養子縁組・婚姻の相手方の「遺族」とは、戦没者等の死亡当時、戦没者等と次の親族関係にあった者で、日本国籍を有していた者を指します。〈援護法第 35 条第 1 項〉
 - 配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、上記以外の三親等内の親族（戦没者等の死亡当時、戦没者等と生計関係があった者に限ります。）

〈三親等内親族表〉

特別弔慰金の支給対象者について図示すれば以下のとおりです。

三 親 等 内 親 族 表

■ は第11順位又は第12順位の転給遺族となる三親等内親族です。



※ 子についてはP17を参照

2 弔慰金受給権者

特別弔慰金の先順位の遺族は、援護法による「弔慰金」の受給権を取得した遺族です。

● 弔慰金とは

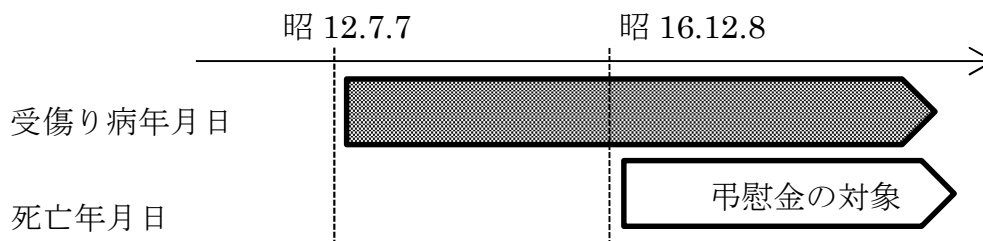
「弔慰金」は、援護法に基づき、

- ① 軍人、軍属、準軍属が、
- ② 昭和12年7月7日以後公務上又は勤務に関連して受傷し、あるいは疾病にかかり、
- ③ これにより昭和16年12月8日以後に死亡した場合に、
- ④ 弔慰金の権利取得日における弔慰金の支給順位の最先順位の遺族に対して支給されます。(P15参照)

弔慰金の権利取得日は、軍人が戦死した場合、一般的に昭和27年4月1日ですが、もとの身分、死因、遺族の状況により援護法の改正法適用日又は戦没者等の死亡年月日になることがあります。

弔慰金受給権者は一人とは限りません。戦没者等の子、兄弟姉妹等のように複数人が同順位者として弔慰金の受給権を取得している場合があります。

弔慰金受給権者には、額面5万円、3万円又は2万円の、10年償還の記名国債「遺族国庫債券」が支給されます。



● 死因の公務性

① 公務死亡

死因と公務傷病との相当因果関係が認められる場合で、主に戦地、事変地（いわゆる外地）での戦死、戦病死、戦傷死等がこれに当たります。

② 勤務関連死亡

死因と公務傷病との因果関係が顕著ではないが、死因が自己の責に帰することができない場合等で、主に準戦地、準事変地（いわゆる内地）での在職中の病死等がこれに当たります。

公務上又は勤務に関連して受傷り病しても、死因が当該傷病以外によるものであれば、平病死亡、併発死亡となり、弔慰金及び特別弔慰金の対象となりません。

3 弔慰金受給権者とみなされる者

弔慰金は、もとの軍人、軍属又は準軍属が、昭和12年7月7日以後に公務上又は勤務に関連して受傷し、あるいは疾病にかかり、これにより昭和16年12月8日以後に死亡した場合にその遺族に支給されますが、特別弔慰金については、これらの遺族のほか、次の死亡者の遺族にも弔慰金の受給権者とみなして特別弔慰金が支給されます。

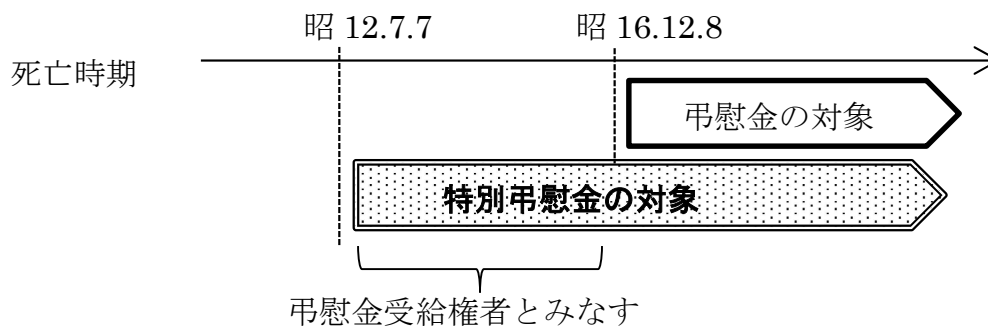
ただし、いずれの場合も、令和7年4月1日において戦没者等の死亡に関し、年金給付の受給権者がいない場合の遺族が対象です。

〔日華事変間の戦没者等の遺族〕

昭和12年7月7日以後昭和16年12月7日まで（日華事変間）に公務上又は勤務に関連して受傷し、あるいは疾病にかかり、これにより昭和16年12月7日までに死亡した軍人、軍属、準軍属の遺族です。（戦没者等の死亡が昭和16年12月8日以後であったとしたならば、弔慰金の支給要件に該当する場合です。）

弔慰金の権利取得日とみなされる日については、具体的事例を示して都道府県庁に確認してください。

昭和12年7月7日以後の受傷・り病の場合



〔満洲事変間の公務傷病による戦没者等（軍人のみ）の遺族〕

昭和6年9月18日以後昭和12年7月6日まで（満洲事変間）に公務上受傷し、あるいは疾病にかかり、これにより死亡した援護法上の軍人の遺族です。（公務上受傷し、あるいは疾病にかかった時期が昭和12年7月7日以後であり、かつ、これにより死亡した時期が昭和16年12月8日以後であったとしたならば、弔慰金の支給要件に該当する場合があります。）

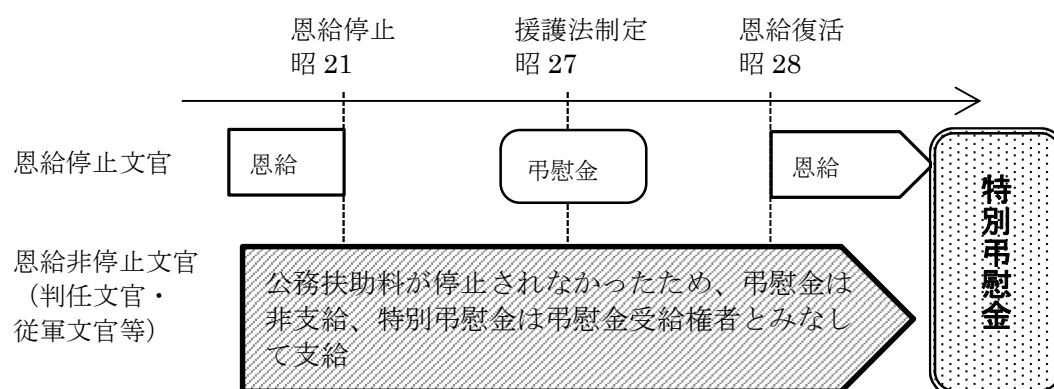
弔慰金の権利取得日とみなされる日は、昭和27年4月1日（死亡年月日が同日後の場合は死亡日）です。

		死亡年月日		
		満洲事変間 (昭 6.9.18～ 昭 12.7.6)	日華事変間 (昭 12.7.7～ 昭 16.12.7)	太平洋戦争以降 (昭 16.12.8～)
受 傷 り 病 年 月 日	満洲事変間 (昭 6.9.18～昭 12.7.6)	みなし（軍人のみ）		
	日華事変間 (昭 12.7.7～昭 16.12.7)	—	みなし	弔慰金支給
	太平洋戦争以降 (昭 16.12.8～)	—	—	弔慰金支給

〔陸海軍部内の高等文官・判任文官、従軍文官の遺族〕

旧恩給法の特例に関する件（昭和21年勅令第68号）により軍人恩給が停止された際に、その停止の対象にならなかった陸海軍部内の高等文官・判任文官、従軍文官の遺族のうち、当時公務扶助料を受給していた遺族がいたことにより弔慰金の支給対象とならなかった遺族です。（軍人恩給停止当時に公務扶助料を受給していた遺族がいなかったとしたならば、弔慰金の支給要件に該当する場合があります。）

弔慰金の権利取得日とみなされる日は、昭和27年4月1日（死亡年月日が同日後の場合は死亡日）です。



4 援護法による弔慰金の支給順位表

この表は特別弔慰金の支給順位ではありません。

弔慰金の支給対象となる遺族の範囲は戦没者等の死亡当時における三親等内の親族で、最先順位の者が支給対象となります。

順位	対 象 者	支 給 要 件
1	配偶者	戦没者等の死亡後、弔慰金の権利取得日までの間に次のすべての要件を満たしていることが必要です。 1 遺族以外の者の養子になっていないこと 2 遺族以外の者と戦没者等の氏を改める婚姻をしていないこと
2	子	弔慰金の権利取得日において遺族以外の者の養子になっていないこと (戦没者等の死亡当時、胎児であった子も含む)
3	父母	戦没者等と生計関係を有していた父母が先順位で、同順位者間では養父母が先順位
4	孫	弔慰金の権利取得日において遺族以外の者の養子になっていないこと
5	祖父母	祖父母相互の間の順位については、父母の場合に準じる
6	兄弟姉妹	弔慰金の権利取得日において遺族以外の者の養子になっていないこと
7	子	(第2順位から除かれた子)
8	孫	(第4順位から除かれた孫)
9	兄弟姉妹	(第6順位から除かれた兄弟姉妹)
10	配偶者	(第1順位から除かれた配偶者)
11	上記以外の三親等内親族	戦没者等の死亡当時戦没者等と生計関係を有していた者で、喪主として戦没者等の葬祭を行ったもの
12	上記以外の三親等内親族	戦没者等の死亡当時戦没者等と生計関係を有していた者で、喪主として戦没者等の葬祭を行わなかったもの
13	事実上の父母	「援護法の解説」P107, 108 参照

5 転給遺族

弔慰金受給権者が、基準日である令和7年4月1日において死亡等の下記の事由に該当している場合には、戦没者等の死亡当時における遺族のうち、規定により他の遺族に特別弔慰金が支給されます。これを「転給」といい、転給により特別弔慰金を受ける権利を取得した者を「転給遺族」といいます。

なお、すべての先順位者が基準日において下記の事由のいずれかに該当するときは、次の順位の遺族に転給されます。

- 1 死亡しているとき（元々いないとき）
- 2 日本国籍を喪失しているとき
- 3 離縁により戦没者等との親族関係が終了しているとき

※ 「離縁により戦没者等との親族関係が終了しているとき」とは、戦没者等の養子が、戦没者等の死亡後に戦没者等と養子縁組を解消（死後離縁）しているとき等です。

【弔慰金の受給権者が配偶者の場合】

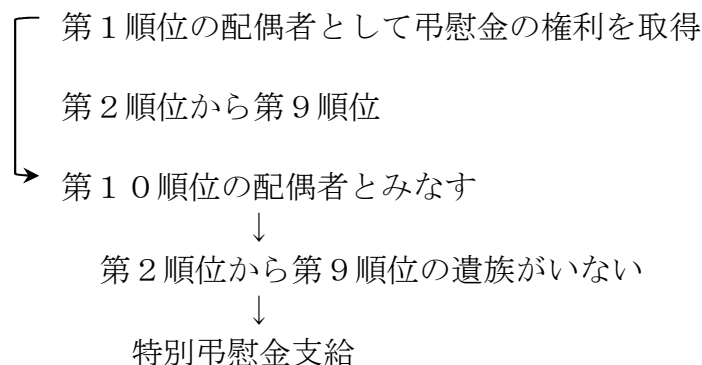
次の①又は②に該当したときは、転給され他の遺族に支給されます。

- ① 戦没者等の死亡後、弔慰金の受給権を取得するまでに遺族以外の者と事実上の婚姻関係にあった者で、弔慰金の受給権取得時に、戦没者等の死亡当時における戦没者等の子（胎児を含む）、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹がいたとき
- ② 弔慰金の受給権取得後、遺族以外の者と氏を改める婚姻又は遺族以外の者と事実上の婚姻をしたとき

【上記①の解説】

遺族以外の者と事実上の婚姻関係にあった者は第1順位で弔慰金の受給権を取得しますが、特別弔慰金の支給に際しては、第10順位の弔慰金の受給権者とみなします。（P15参照）

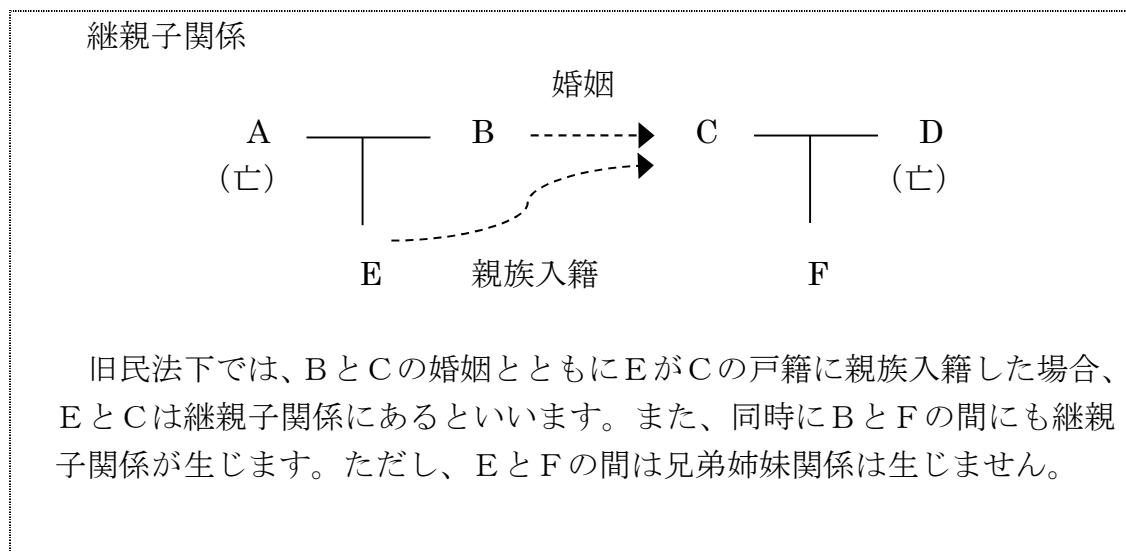
第10順位の弔慰金の受給権者とみなしても、弔慰金の受給権取得時に弔慰金の第2順位から第9順位の遺族がいない場合のみ、その配偶者は特別弔慰金の受給権を取得します。



● 子

戦没者等の実子、養子、継子、庶子

- ※ 戦没者等の死亡当時、胎児であった子も含まれます。
- ※ 継子、庶子として特別弔慰金を請求する場合は、戦没者等の死亡が日本国憲法の施行に伴う民法の応急措置に関する法律（昭和22年法律第74号。以下「応急措置法」といいます。）の施行日（昭和22年5月3日）前である必要があります。
- ※ 継子、庶子は、旧民法下における子の名称です。



● 父母

戦没者等の実親、養親、継親、嫡母

- ※ 継親、嫡母として特別弔慰金を請求する場合は、戦没者等の死亡が応急措置法の施行日（昭和22年5月3日）前である必要があります。

● 孫

① 戦没者等の実子の実子又は養子

② 戦没者等の養子の実子又は養子

- ※ 養子縁組後に出生又は養子縁組した孫に限られます。

● 祖父母

① 戦没者等の実父母の実父母又は養父母

② 戦没者等の養父母の実父母又は養父母

- ※ 戦没者等と父母との親族関係が父母と祖父母との親族関係発生後に生じている場合に限られます。

- 兄弟姉妹

戦没者等の実父母又は養父母のうち、一方又は両方の父母を共通に持つもの。

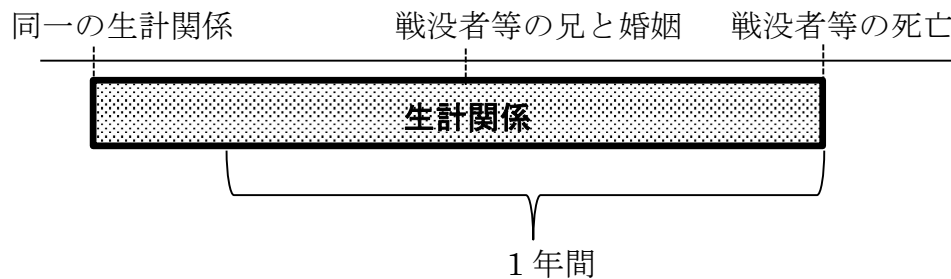
- 上記以外の三親等内親族

(戦没者等の甥、姪、伯叔父母、配偶者の三親等内血族等)

戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上戦没者等と生計関係を有していることが必要です。

なお、戦没者等との戸籍上の親族関係は、戦没者等の死亡時点に生じていればよく、戦没者等の死亡の1年前から親族関係が生じている必要はありません。

(例) 戦没者等の兄の妻が転給遺族の対象になる場合



6 転給遺族に関する留意事項

(1) 戦没者等の死亡当時、戦没者等と生計関係を有していること

戦没者等が出征していなければ、戦没者等と生計関係を有していたと推定される状態にあることをいいます。

例えば、父母と同居していた戦没者等が出征し死亡した場合で、戦没者等の死亡時に戦没者等の父母と同居していた兄弟姉妹は、「戦没者等と生計関係を有している」とみなされます。

「生計関係を有する」とは、一般的に同居し、かつ、同一の経済（家計）によって生活をしている状態をいい、戦没者等の出征前に戦没者等と次の関係にあった遺族も生計関係を有していたものとみなされます。

- 戦没者等が、仕送りによって遺族の主たる生計を担っている場合
- 遺族が、仕送りによって戦没者等の主たる生計を担っている場合

(2) 遺族以外の者の養子になっていないこと

基準日において、遺族以外の者と戸籍上の養子縁組関係にないことをいいます。

この場合の「遺族」とは、戦没者等の死亡時における戦没者等の三親等内親族ですが、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹以外の三親等内親族は、戦没者等の死亡当時、戦没者等と生計関係を有している者に限られます。

なお、戦没者等の死亡前に届出がされた養子縁組であれば、基準日において遺族以外の者の養子になっていても、特別弔慰金の支給順位表（P 10 参照）の第3～6 順位に該当します。

ただし、他の支給要件を満たしていることが必要です。

(3) 遺族以外の者と氏を改める婚姻又は遺族以外の者と事実上の婚姻関係にないこと

基準日において、遺族以外の者とその者の氏を称する婚姻をしていないこと又は遺族以外の者と事実上の婚姻関係にないことをいいます。

この場合の「遺族」とは、前記の「遺族以外の者の養子になっていないこと」の「遺族」の範囲と同様です。

ただし、次の状況にある遺族は、遺族以外の者と氏を改めた婚姻をしたこととなります。

- 遺族以外の同姓の者と婚姻し、その者の氏を称している場合

- 遺族以外の者とその者の氏を称する婚姻をした後に、婚姻を解消し又は取消しをしたが、婚姻の解消又は取消し後、もとの氏に復していないか、届出によって離婚時の氏を称している場合

なお、戦没者等の死亡前になされた婚姻であれば、基準日において遺族以外の者と氏を改める婚姻又は遺族以外の者と事実上の婚姻関係にあっても、特別弔慰金の支給順位表（P 10 参照）の第3～6順位に該当します。ただし、他の支給要件を満たしていることが必要です。

(4) 戦没者等の葬祭を行った者

喪主として葬祭を行った者及びその配偶者をいいます。

§ 5 請求について

1 請求期間

請求期間は、令和7年4月1日～令和10年3月31日です。

2 請求書の受付機関

請求書の受付機関は、請求者の居住地を管轄する市区町村です。

なお、請求者が外国に居住している場合は、請求手続、国債の受領及び償還金の受領を委任された代理人の居住地を管轄する市区町村が受付機関となります。

また、法定代理人又は相続人による請求の場合は、これらの者の居住地を管轄する市区町村が受付機関となります。

※郵送による請求も可能です。

※具体的な受付事務については、P42～P44を参照してください。

〔留意事項〕

① 住民登録を他の市区町村にしている者からの請求

請求者が住民登録を行っている市区町村において受付するのが原則です。

ただし、例えば高齢であって遠隔地の市区町村の窓口に出向くことが難しく、さらに諸般の事情から今後とも当分の間その市区町村に居住する予定である場合等、やむを得ない事情があるときには、行政サービスの観点から管内に住民登録を行っている者と同様に請求書を受け付けるよう特段の配慮をお願いします（住民登録を行っている市区町村や都道府県を経由する必要はありません。）。

なお、居住地の市区町村で請求書を受け付ける場合、請求書を除く請求書類については、居所の住所を記載し、国債の代理受領も居所の市区町村長に委任することとなりますが、請求書については、居所の住所と住民登録を行っている住所を併記させてください（請求書の余白に住民登録を行っている住所を記載。）。

また、この間の事情を明らかにした簡単な書類、請求者より提出された住民登録がされている住所を確認できる本人確認資料の写しを請求書に添付しておいてください。

② 自身で請求手続できない場合

請求者が老人ホームへの入所等により、住民登録をしている市区町村窓口に出向くことが難しい場合には、請求手続を家族等に委任することができます（様式5）。

なお、請求書の受付機関は、請求者が住民登録を行っている市区町村ですが、

①と同様にやむを得ない場合には、請求者の居住地の市区町村で受け付けてください（手続を委任された者が住民登録をしている市区町村ではありません。）。

3 権利を有する遺族が複数人いる場合の取扱い

特別弔慰金の権利を有する遺族が数人いる場合は、そのうちの一人が行った特別弔慰金の請求は、同順位の権利者全員のためにしたものとみなされ、その一人に対して行った権利の裁定は全員に対してしたものとみなされます。そのため、請求者は、全ての同順位者を代表して請求すること、他の同順位者から持分を主張された場合は請求者が責任を持って調整を行うこと、調整を行うために必要な請求者の連絡先等は他の同順位者に教示されることを承諾の上、特別弔慰金を請求することとなります。

また、基準日時点で要件を満たしている数人の遺族からそれぞれ特別弔慰金の請求がなされた場合は、それらの請求のうち一人についてのみ可決裁定され、その他については却下裁定となります（裁定によって、基準日時点で要件を満たしている者が有する持分が変わるものではありません。）。

4 権利者の法定代理人（親権者、成年後見人等）からの請求

請求書の受付機関は、法定代理人の居住地の市区町村です。

（法定代理人が弁護士等の場合、登記事項証明書に記載されている所在地の市区町村が受付機関となります。）

法定代理人とは

- ・成年後見人等

成年後見人、保佐人、補助人及び任意後見人をいい、民法の規定により権利者に代わり法律行為を行う者

- ・親権者等

未成年者のために親権を行う者（親権者）又は未成年後見人

成年後見人等であることの確認資料として、登記事項証明書が必要となります。

未成年後見人、親権者及び民法改正前の「後見人」については、請求者の戸籍書類により確認します。

5 外国居住者からの請求

請求者が外国に居住している場合は、国内に居住している者に、請求、国債の受領及び償還金の受領を委任します（様式5）。

請求書の受付機関は、代理人の居住地の市区町村です。

6 相続財産清算人からの請求

特別弔慰金の受給権を有する遺族が令和7年4月1日以降に死亡し、特別弔慰金を未請求である場合は、その相続財産清算人は法定代理人として、特別弔慰金を請求することができます。

請求書の受付窓口は、相続財産清算人の居住地の市区町村です。

（相続財産清算人が弁護士等の場合、審判書謄本等に記載されている所在地の市区町村が受付窓口となります。）

※ 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）の施行により、従来の相続財産管理人が相続財産清算人と名称が変更されました。この改正によって相続財産清算人と相続財産管理人は、以下のように役割が別れます。

相続財産清算人・・・相続財産の管理・清算

相続財産管理人・・・相続財産の管理のみ（特別弔慰金を請求することはできません）

ただし、令和3年法律第24号附則第4条に民法改正前（令和5年3月31日まで）に相続財産管理人に選出された場合は、施行日以後は新民法の規定による相続財産清算人とみなす、とあります。このため、相続財産管理人が特別弔慰金を請求する場合は、いつ選任されたかを確認する必要がありますので、注意が必要です。

7 相続人からの請求

特別弔慰金の権利を取得した遺族が特別弔慰金の請求をしないまま死亡したときは、その遺族の相続人が特別弔慰金の請求をすることができます。

請求書の受付機関は、相続人の居住地の市区町村です。

民法上の相続順位

	相 続 人	
第 1 順位	権利者の子※ 1	権利者の配偶者※ 3
第 2 順位	権利者の直系尊属	
第 3 順位	権利者の兄弟姉妹※ 2	

- ※ 1 相続人である子が相続開始時に既に死亡又は相続の欠格事由に該当しているときは、その相続人の子が代襲相続人として特別弔慰金を請求することができます。その相続人の子も相続開始時に既に死亡又は欠格事由に該当しているときは、更に相続人の孫が代襲相続人（再代襲）として特別弔慰金を請求することができます。
- ※ 2 相続人である兄弟姉妹が相続開始時に既に死亡又は欠格事由に該当しているときは、その相続人の子が代襲相続人として特別弔慰金を請求することができます。ただし、上記※ 1 の場合と異なり、再代襲はできません。
- ※ 3 配偶者はいずれの場合にも同順位の相続人となります。

法定相続人表

第2順位 / 直系尊属

第1順位がいない場合のみ

2.祖父母

父母が死亡・相続権を失うと上にあがる

1.父母

第3順位

第1・第2順位がいない場合のみ

1.兄弟姉妹

兄弟姉妹が死亡・相続権を失うと
下にさがる
※ただし、兄弟姉妹が相続放棄した
場合、甥姪に代襲相続は発生しない

2.甥姪

代襲するのはここまで

戦没者等遺族
(被相続人)

基準日以降に死亡
(令7年4月1日)

※ 常に相続人

配偶者

第1順位 / 直系卑属

1.子

(養子・非嫡出子・胎児を含む)
子が死亡・相続権を失うと下にさがる
※ただし、子が相続放棄をした場合、
孫に代襲相続は発生しない

2.孫

代襲相続

↓
代襲は無限

8 本人確認に関する事務

請求書等の押印・署名の廃止に伴い、請求時及び国債交付時における本人確認書類の記録・保存が必要となりました。

請求時及び国債交付時の本人確認及び本人確認書類の記録・保存は、次により行ってください。なお、マイナンバーカードを記録・保存する場合は、不要な情報についてマスキングが必要です。

【請求時の本人確認について】

請求を受け付ける市区町村において、次の本人確認書類により本人確認を行います。郵送請求の場合は本人確認書類の写しの提出を求めてください。

また、本人確認書類は写しを取り、居住地都道府県へ送付してください。

本人確認書類

- ① 官公庁から発行された顔写真入りの書類（運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、マイナンバーカード等）
- ② 官公庁から発行された顔写真がない書類（介護保険被保険者証、年金手帳等）
※ 氏名のほかに、生年月日又は住所が入ったもの
- ③ 氏名のほかに、生年月日、住所又は顔写真が入った書類（預金通帳、公共料金の領収証、診察券、社員証等）

（１）請求者からの請求 ⇒ 以下２点

- ・ 現在の戸籍抄本 ※請求書に添付されているもの
- ・ 本人確認書類①～③のうちいずれか １つ

※ 市区町村の窓口で請求者本人が来所し、市区町村が本人確認書類により本人確認を行った上で、請求者本人が請求書に自ら押印又は署名した場合において、請求書の市区町村受付印欄の余白に市区町村において本人確認済みである旨を付記することにより、本人確認書類の写しの取得・送付は省略できます。

（２）相続人からの請求 ⇒ 以下２点

- ・ 相続人の請求時の戸籍書類 ※請求書に添付されているもの
- ・ 本人確認書類①～③のうちいずれか １つ

※ 市区町村窓口で相続人が来所し、市区町村が相続人の本人確認を行った上で、相続人が請求書に自ら押印又は署名した場合は、請求書の受付印欄余白に市区町村において本人確認済みである旨を付記することにより、本人確認書類の写しの取得・送付は省略できます。

(3) 法定代理人からの請求 ⇒ 以下2点

- ・ 法定代理人の代理権を確認する書類 ※ 請求書に添付されているもの
成年後見人等……登記事項証明書
未成年後見人、親権者及び民法改正前の後見人……請求者の戸籍書類
 - ・ **本人確認書類**①～③のうちいずれか 1つ
- ※ 成年後見人等が団体の場合は、登記事項証明書(請求書に添付されているもの)のほか、請求手続を行う者が団体職員であることが確認できる書類(例:職員証、職員宛の郵便物等)の提出を求めてください。

※ 市区町村窓口にて法定代理人が来所し、市区町村が本人確認を行った上で、法定代理人が請求書に自ら押印又は署名した場合は、請求書の受付印欄近くに市区町村において本人確認済みである旨を付記することにより、本人確認書類の写しの取得・送付は省略できます。

(4) 任意代理人(外国居住者の代理人を含む。)からの請求

⇒ 任意代理人及び請求者(権利者)双方の本人確認を行います。

○ 請求者の本人確認書類

- ・ 請求者の戸籍抄本 ※請求書に添付されているもの
 - ・ **本人確認書類**①～③のうちいずれか 1つ
- ※ 本人確認書類は写しで差し支えありません。

○ 任意代理人の本人確認書類

下記(1)～(3)のうちいずれかの本人確認方法をとること。

- (1) **本人確認書類**①のうちいずれか 1つ
- (2) **本人確認書類**②のうちいずれか 2つ
- (3) **本人確認書類**②のうちいずれか 1つ 及び **本人確認書類**③のうちいずれか 1つの計2つ

(5) 特定相続人からの請求(裁定前後にかかわらず) ⇒ 以下2点

- ・ 特定相続人の現在の戸籍書類 ※ 特定相続人が提出する書類に添付のもの
 - ・ **本人確認書類**①～③のうちいずれか 1つ
- ※ 特定相続人についてはP46参照。
- ※ 本人確認書類は写しを取り裁定決定前の場合は居住地都道府県に送付し、裁定決定後の場合は市区町村で保管してください。

9 オンライン申請について

政府は書面の提出等を求める行政手続に関し、令和7年までにオンライン化することを決定しました（令和5年6月9日閣議決定等）。第十二回特別弔慰金の請求については、マイナポータルのぴったりサービス（汎用電子申請サービス）によりオンライン申請を可能とする予定です。

※ マイナポータル申請の本格的稼働は令和7年10月を予定していますが、今後の稼働準備により変更が生じることがありますので、ご注意ください。

- ① 市区町村は総合行政ネットワーク（L G W A N）接続でマイナポータルを利用し、申請を受け付けます。
- ② 請求者はマイナポータル内の「ぴったりサービス」（汎用電子申請サービス）を利用して申請します。
- ③ 市区町村はマイナポータル申請管理（行政機関向け申請管理サービス）から申請データをダウンロードし、請求書（紙媒体）に出力します。請求書出力後の手続き（受付・戸籍抄本等（必要書類）の提出依頼・進達・審査等）は、書面請求での手続きと同様です。

§ 6 請求に必要な書類

1 提出書類の種類

特別弔慰金の請求に必要な書類は次のとおりです（以下の説明において、下記の1～17の番号を提出書類番号として記載しています。）。

● 請求書等

1. 請求書（様式1）
2. 現況申立書（様式2）

● 戸籍書類

3. 令和7年4月1日（基準日）現在の請求者の戸籍抄本
4. 戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者との続柄を証する戸籍
5. 戦没者等の死亡当時における戦没者等と弔慰金受給権者（弔慰金受給権者とみなされる者を含む）との続柄を証する戸籍（転給遺族のみ）
6. 先順位者がいないことを証する戸籍（転給遺族のみ）
7. 年金給付の受給権者がいないことを証する戸籍
8. 戦没者等の死亡時から令和7年3月31日の間の請求者の戸籍（配偶者又は転給遺族で第3～6順位の父母・孫・祖父母・兄弟姉妹が請求するとき）

※ 配偶者で前回特別弔慰金を受給している場合は、従前の特別弔慰金の基準日から令和7年3月31日の間の配偶者の戸籍

次の場合は、提出が原則不要となる戸籍があります。ただし、裁定都道府県での審査により受給権に疑義が生じた場合、提出が必要となることがあります（P38 提出書類一覧表及びP32～34 参照）。

ケース①前回受給者

請求者が過去に特別弔慰金を受給している（従前の特別弔慰金の受給者である）場合
・・・ 提出書類番号4～8の戸籍は原則不要

ケース②前回受給者と同順位者

請求者の同順位者の遺族が従前の特別弔慰金の受給者である場合
・・・ 提出書類番号5～8の戸籍は原則不要

ケース③前回受給者が先順位者

請求者より先順位の遺族が従前の特別弔慰金の受給者である場合
・・・ 提出書類番号5・7の戸籍は原則不要

※ 相続人請求の場合、戸籍書類については、「請求者」とあるのは「被相続人（受給権者）」と読み替えてください。

● 請求者の状況に応じて必要な書類

- 9. 特別弔慰金失権事由非該当申立書（配偶者用）（様式3）
特別弔慰金失権事由非該当申立書（相続人請求用）（様式4）
- 10. 生計関係申立書（参考様式1）及び生計関係を証明する資料
- 11. 葬祭を行ったことを証明する資料
- 12. もとの身分、死因を証明する資料
- 13. 公務扶助料の受給者がいたことを証明する資料
（文官公務扶助料を受給していた場合のみ必要）

● 成年後見人等が請求する場合

- 14. 成年後見人等の登記事項証明書等

● 相続人が請求する場合

- 15. 相続人であることを証する戸籍等

● 相続財産清算人が請求する場合

- 16. 相続財産清算人であることの確認書類

● 任意代理人（外国居住者の代理人も含む）が請求する場合及び請求手続、同順位者間の調整を委任した場合

- 17. 委任状（様式5）

2 請求書等

(1) 請求書（様式1）〈提出書類番号1〉 ※記入例はP 55～を参照

- ・ 請求者の氏名、住所等記載事項に明らかな誤りや読めない文字がある場合には、請求者に修正を依頼してください。
- ・ 氏名の記載は戸籍どおりとするのが原則ですが、例えば戸籍上では「恵」となっている文字を「恵」と記載している場合等世間一般に代用していると考えられる範囲内のものにあっては、修正させる必要はありません。
- ・ 国債の償還金を受け取ることができるのは、日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び歳入代理店（ゆうちょ銀行の本店、支店、出張所及び郵便局（一部例外を除く））に限られています。多くの銀行、信用金庫等の支店では記名国債の取扱いをしていません。
- ・ 請求書の記載事項のうち、戦没者等の「もとの身分」や「除籍時の本籍等」に

については、請求者の記憶又は請求者保管の資料でわかる範囲で記入してもらいます（請求書記載のために、請求者から他官庁に照会する必要はありません。）。

なお、請求書の戦没者等欄及び請求者欄等については、市区町村において差し込み印刷が可能です。

- ・ 代筆の場合には、請求書下部の署名欄に押印を求めていましたが、押印廃止に伴い押印は不要です。
- ・ 法定代理人（成年後見人等）からの請求、外国居住者からの請求、相続人からの請求の場合は記入方法が異なります。
- ・ 請求者に同順位者がいる場合は、請求者が全ての同順位者を代表して請求すること、他の同順位者から持分を主張された場合は請求者が責任を持って調整を行うこと、調整を行うために必要な請求者の連絡先等は他の同順位者に教示されることを承諾の上、特別弔慰金を請求するものであることを、請求者に説明してください。

(2) 現況申立書（様式２）〈提出書類番号２〉

現況申立書には、戦没者等の死亡時点における次の遺族全員（いずれも戦没者等からみた続柄です）について記載されている必要があります。

- ① 配偶者（事実上の婚姻関係にあった者も記載されている必要があります。）
 - ② 子（胎児の場合を含みます。）
 - ③ 父母 ※記載の省略可能
 - ④ 孫
 - ⑤ 祖父母 ※記載の省略可能
 - ⑥ 兄弟姉妹
 - ⑦ 入夫婚姻による妻の父母 ※記載の省略可能
 - ⑧ 三親等内親族全員（上記以外の三親等内親族が請求する場合にのみ、記載が必要です。）
- ・ 同順位者に係る死亡及び相続人の記載については省略して差し支えありません。
 - ・ 記載事項については、請求者の記憶又は請求者の保管資料により、わかる範囲で記載を求めてください。例えば、遺族の正確な死亡年月日が不明の場合で、請求書受付時に請求者に聞き取りを行った結果、「昭和●年頃に亡くなった」、「昨年十三回忌が終わった」等、明らかに基準日前に死亡している旨の申立てがあったときについては、その旨を記載することとし、死亡した月日の記載は省略して差し支えありません。

裁定都道府県は、上述のような記載での現況申立書が進達された場合は、過去の裁定記録等を参照し、当該弔慰金受給権者や同順位者等が明らかに基準日前に死亡したと確認できるときについては、請求者に補正を求める必要はありません。

- ・ 請求者が前回受給者であって、市区町村において前回の現況申立書の写しを保管している場合は、その写しを代用して差し支えありません。代用する場合は、前回の現況申立書の記載内容について変更がないかを請求者に確認した上で、裏面の右上余白に今回の日付と署名を記載してもらってください。変更があった場合は、前回の現況申立書の写しに変更点を記載してもらうとともに、変更部分が明確になるよう市区町村において赤色で下線を引いてください。
- ・ 前回受給者と異なる請求者（前回受給者が同順位者（P 2 9 のケース②）、前回受給者が先順位者（P 2 9 のケース③）、相続人及び法定代理人）が、前回受給者が作成した現況申立書の写しを所持しており、その入手経路等に疑義がない場合、当該写しの申立人及び印に二重線を引き、請求者氏名を記名の上、使用することは差し支えありません。
- ・ 第 11 順位者・第 12 順位者で前回受給者（P 2 9 のケース①）である場合に限り、現況申立書の提出は省略して構いません。
- ・ 公務扶助料等の年金を請求中の遺族がいる場合には、「遺族の令和 7 年 3 月 3 1 日までの状況」欄にその旨記載してもらいます。

3 戸籍書類

● 令和 7 年 4 月 1 日（基準日）現在の請求者の戸籍抄本＜提出書類番号 3＞

基準日において、生存していること、日本国籍の有無、離縁により戦没者等との親族関係が終了していないか等の確認をするための書類です。

戸籍の編製が基準日前であり、認証が基準日以後のものがが必要です。

● 戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者との続柄を証する戸籍＜提出書類番号 4＞

請求者と戦没者等との続柄を把握し、支給順位の確認をするための書類です。前回受給者（P 2 9 のケース①）は、原則、提出は不要です。

● 戦没者等の死亡当時における戦没者等と弔慰金受給権者との続柄を証する戸籍＜提出書類番号 5＞

弔慰金受給権者（弔慰金受給権者とみなされる者を含みます。）を確認するための書類です（過去にその戦没者等について、一度も特別弔慰金の裁定を受けたことがなく、かつ、弔慰金について未請求の場合、他に提出された戸籍書類では弔慰金受給権者を特定できない場合に、提出が必要となります。）。

- **先順位者がいないことを証する戸籍＜提出書類番号 6＞**

請求者よりも先順位の遺族が死亡等していることを明らかにし、請求者が最先順位者であることを確認するための書類です。

※ 「前回受給者（P 2 9 のケース①）」又は「前回受給者と同順位者（P 2 9 のケース②）」が請求する場合は、原則、提出は不要です。

- **年金給付の受給権者がいないことを証する戸籍＜提出書類番号 7＞**

令和 7 年 3 月 3 1 日（基準日前）までに、公務扶助料等の年金給付の受給権者が公務扶助料等を失権していることを確認するための書類です。

具体的には、公務扶助料等の年金給付の受給権者の死亡年月日等が確認できる戸籍です。

※ 過去にその戦没者等について特別弔慰金の裁定をしている場合は、原則、提出は不要です。

- **戦没者等の死亡時から令和 7 年 3 月 3 1 日の間の請求者の戸籍**

＜提出書類番号 8＞

戦没者等と生計関係を有する転給遺族の父母・孫・祖父母・兄弟姉妹（第 3 ～ 6 順位）又は配偶者が、初めて請求する場合に、提出が必要となります。

転給遺族の父母・孫・祖父母・兄弟姉妹については、戦没者等と生計関係を有している場合、養子縁組の有無、改氏婚の有無及び復氏の有無によって、支給順位が変わりますので、身分関係の異動を確認するために必要な戸籍です。

前回受給者（P 2 9 のケース①）である配偶者が請求する場合は、前回の特別弔慰金基準日から令和 7 年 3 月 31 日の間の戸籍でかまいません。

前回受給者（P 2 9 のケース①）である配偶者以外の者又は前回受給者と同順位者（P 2 9 のケース②）が請求する場合は、原則、提出は不要ですが、疑義が生じる場合は、前回の特別弔慰金基準日（前回受給者と同順位である父母・孫・祖父母・兄弟姉妹（第 3 ～ 6 順位）にあっては、戦没者等の死亡時）から令和 7 年 3 月 31 日の間等の戸籍の提出を求め確認してください。

● 戸籍書類＜提出書類番号 3～8, 15＞に関する留意事項

- ・ 戸籍の認証は、令和 7 年 4 月 1 日以降であることが原則ですが、先順位者等の死亡を確認する戸（除）籍謄本について、認証年月日がそれ以前のものが提出された場合は、その死亡の記載が特別な場合（裁判で認定した場合等）以外は差し支えありません。
- ・ 複数の証明事項を一つの戸籍書類で証明している場合は、改めて複数の戸籍書類を提出する必要はありません。
- ・ 同一請求者が複数の戦没者等に対する請求を行う場合、裁定都道府県が同じ場合は、戸籍書類の提出が一部であっても差し支えありません。その場合は、居住地都道府県から裁定都道府県に送付する際に、どの戦没者等の請求書に戸籍の原本を添付しているのかについて、メモを添付してください。
- ・ 先順位者及び公務扶助料等の年金給付の受給権者の死亡を確認する場合、その生年月日が国内最高齢者（男性：大正 3 年 3 月 14 日、女性：明治 42 年 9 月 2 日）より前の場合は、戸籍の提出を省略して差し支えありません（主に戦没者等の祖父母・父母）。
- ・ 相続人請求の場合、戸籍書類については、「請求者」とあるのは「被相続人（受給権者）」と読み替えてください。

● 戸籍証明書等の広域交付

令和 6 年 3 月 1 日から、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第 17 号）が施行されました。これにより、本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書・除籍証明書を請求できるようになりました（広域交付）。ただし、コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍は除きます。広域交付では、本人、配偶者、父母・祖父母などの直系尊属、子・孫などの直系卑属の戸籍証明等の請求に限られます。広域交付で取得できない戸籍書類（戸籍抄本等）については、従来どおり郵送または本籍地で請求することになります。広域交付の詳細については、各市区町村の戸籍担当の係に照会してください。

4 請求者の状況に応じて必要な書類＜提出書類番号 9～13、17＞

特別弔慰金失権事由非該当申立書（配偶者用）（様式 3）

特別弔慰金失権事由非該当申立書（相続人請求用）（様式 4）

＜提出書類番号 9＞

配偶者が、遺族以外の者と事実上の婚姻関係にないことを確認するための申立書です。

- **生計関係申立書及び生計関係を証明する資料<提出書類番号 10>**

戦没者等の死亡当時、戦没者等と生計関係を有していたことを確認するための書類です。

戦没者等の死亡当時、同一戸籍内にあった遺族は、一般的に戦没者等と生計関係を有していたものとみなして差し支えありませんが、戦没者等の死亡当時、戦没者等と同一戸籍内になかった場合等は、この申立書（参考様式 1）及び事実関係を確認することができる資料の提出が必要です。

- **葬祭を行ったことを証明する資料<提出書類番号 11>**

三親等内親族のうち戦没者等の葬祭を行ったもの（第 11 順位）として、請求する場合に必要な書類です。

葬祭を行った者とは、一般的に喪主（喪主の配偶者を含みます。）を指します。

また、葬祭を行ったことを証明する資料とは、戦没者等の葬儀の際の香典帳、通信文、弔辞、過去帳等です。

- **もとの身分、死因を証明する資料<提出書類番号 12>**

戦没者等の死亡に関し、過去に弔慰金又は年金給付の裁定を受けたことがない場合に、その身分、死因を確認するための資料です。

- **公務扶助料の受給者がいたことを証明する資料<提出書類番号 13>**

戦没者等の身分が陸海軍の高等文官等であり、かつ、過去にその戦没者等について、一度も特別弔慰金の裁定を受けたことがない場合に、文官扶助料の受給者がいたことを確認するための資料（裁定通知書の写し等）です。

これが得られない時は、現況申立書の「遺族の令和 7 年 3 月 31 日までの状況」欄に、公務扶助料の受給期間を記載するよう求めています。

- **成年後見人等の登記事項証明書等<提出書類番号 14>**

成年後見人等が請求手続を行う場合は、成年後見人等の権限や契約の内容等を確認するために必要です。登記事項証明書に別紙目録があるものは別紙も必要です。

登記事項証明書は、法務局・地方法務局で交付を受けることができます。

未成年後見人、親権者及び民法改正前の「後見人」については、請求者の戸籍

書類により確認してください。

● 相続人であることを証する戸籍等＜提出書類番号 15＞

相続人であることは、以下の戸籍書類で確認してください。

- ① 受給権者（被相続人）が基準日以降に死亡していることが確認できる戸籍または法定相続情報一覧図の写し（証明書の原本）
- ② 請求者（相続人）の請求時の戸籍
- ③ 受給権者（被相続人）と請求者（相続人）との続柄がわかる戸籍または法定相続情報一覧図の写し（証明書の原本）
 - ※ 改姓等している場合は、2項目以上（名と生年月日等）同一であることにより、②と③に記載されている者が同一人であると確認
- ④ 請求者よりも民法上先順位の相続人がいないことが確認できる戸籍または法定相続情報一覧図の写し（証明書の原本）
 - （例）受給権者の兄弟姉妹又は甥姪が相続人請求する場合には、子（及びその代襲相続人）・父母がいないことを証する戸籍

● 相続財産清算人であることの確認書類＜提出書類番号 16＞

相続財産清算人であることの確認資料として、特別弔慰金の権利者が基準日以降に死亡していることが確認できる戸籍書類、相続財産清算人選任の審判書謄本又は証明書が必要です。

● 外国居住者が請求する場合の委任状（様式5）＜提出書類番号 17＞

次の事項に関する委任状の提出が必要となります。

- ・請求者に代わって請求手続を行うこと。
- ・請求者に代わって裁定通知書又は却下通知書を受領すること。
- ・請求者に代わって国債を受け取ること。
- ・請求者に代わって国債の償還金を受領すること。

市区町村の窓口において、受任者（代理人）の本人確認できる書類（運転免許証等）の提示を求めて確認してください。

● 請求手続を委任した場合の委任状（様式5）＜提出書類番号 17＞

請求者が高齢である等、諸般の事情から市区町村役場に出向くことが難しい場合には、請求手続を家族等に委任することができます。

また、請求者が諸般の事情により、他の同順位者に自分の連絡先の教示を望まない場合は、委任状により代理人を立てることができます。その場合、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金に関する同順位者間の調整」の選択は必須です。

- ・ 手続を委任する場合には、委任状に記載するよう求めてください。
- ・ 市区町村の窓口において、受任者（代理人）の本人確認ができる書類（運転免許証等）の提示を求めて確認してください。
- ・ 同順位者間の調整の委任を受けた代理人（受任者）は、他の同順位者から連絡先の教示を求められた場合は、自らの連絡先が教示され、請求者に代わって同順位者間の調整等を行うこととなります。

〔請求者の氏名及び連絡先の教示について〕

教示は、次の方法により裁定都道府県が行います。

また、請求者よりも後順位の遺族には、請求者の氏名及び連絡先は教示されません。

① **複数の同順位者から重複して請求があった場合**

裁定都道府県において、裁定を一時保留し、双方の請求者の氏名と連絡先を教示し、代表遺族を決めるよう請求者間での話し合いを促します。

② **請求者に裁定後、別の同順位者から請求があった場合**

先行又は後行請求者が裁定都道府県宛てに以下の項目を記した書面（参考様式3）を提出し、裁定都道府県から特別弔慰金請求書に記載された照会者（請求者）の住所宛てに文書で回答します。

（記載を求める項目）

- ・ 戦没者等の氏名、生年月日、除籍時の本籍等、死亡年月日
- ・ 照会者の氏名、生年月日、戦没者等との続柄、住所、電話番号

※戦没者等の項目は、分かる範囲で記載を求めてください。

市区町村窓口宛てに教示の依頼があった場合には、教示方法について説明の上、裁定都道府県宛てに照会するよう案内してください。

なお、裁定都道府県が不明の場合は、居住地都道府県に電話で確認するよう、併せて案内してください。

5 提出書類一覧表

- 「前回受給者（ケース①）」「前回受給者が同順位者（ケース②）」「前回受給者が先順位者」（ケース③）」の場合
(同一の戦没者等について、遺族のうち誰かが特別弔慰金の裁定を受けている場合)

提出書類		前回受給者(ケース①)		前回受給者以外	
		配偶者以外	配偶者	前回受給者と 同順位者 (ケース②)	前回受給者が 先順位者 (ケース③)
1	請求書	○	○	○	○
2	現況申立書	○(※1)(※2)	○(※1)	○	○
3	令和7年4月1日の請求者の戸籍抄本	○	○	○	○
4	戦没者等の死亡当時における戦没者等と 請求者との続柄を証する戸籍	-	-	○	○
5	戦没者等の死亡当時における戦没者等と 弔慰金受給権者との続柄を証する戸籍	-	-	-	-
6	先順位者がいないことを証する戸籍	-	-	-	○
7	年金給付の受給権者がいないことを証する 戸籍	-	-	-	-
8	戦没者等の死亡時から令和7年3月31日 の間の請求者の戸籍	-	○ (前回の特弔基 準日から)	-	△ (第3～6順位の み必要)
9	特別弔慰金失権事由非該当申立書 (配偶者用)(配偶者の相続人用)	-	○	-	-
10	生計関係申立書とそれを証明する資料 (請求者が第3～6、11及び12順位で、戦没 者等と別戸籍であるが生計関係ありと申し 立てているとき)	-	-	△	△
11	葬祭を行ったことを証明する資料 (第11順位のみ)	-	-	△	△
12	もとの身分、死因を証明する資料 (過去に弔慰金又は恩給等の裁定を受けて いないとき)	-	-	-	-
13	公務扶助料の受給者がいたことを証明す る資料 (文官公務扶助料のみ必要)	-	-	-	-
14	登記事項証明書 (成年後見人等が請求するとき)	△	△	△	△
15	相続人であることを証する戸籍等 (相続人が請求するとき)	△	△	△	△
16	相続財産清算人であることの確認書類 (相続財産清算人が請求するとき)	△	△	△	△
17	委任状(外国居住者が請求する場合) (請求手続、同順位者間の調整を委任した 場合)	△	△	△	△

○は必須、△は提出書類欄等に記載した()に該当する場合、必要に応じて提出する書類です。

※1 前回受給者でこれまでの請求で提出した現況申立書(写)がある場合は、当該現況等申立書(写)を活用して提出することが可能です。

※2 第11・12順位の場合、現況申立書の提出の省略をすることが可能です。

● 初めて特別弔慰金を請求する場合

(過去に同一の戦没者等について遺族の中で誰も特別弔慰金の裁定を受けていない場合)

【弔慰金受給権者とみなされる者を含む】

提出書類		弔慰金受給権者 (第1順位) (配偶者以外)		弔慰金受給権者と みなされる者 (第1順位) (配偶者以外)		配偶者 (第1順位)	
		弔慰金 既裁定	弔慰金 未請求	日華・満洲 事変間遺 族	判任文官 等の遺族	弔慰金 既裁定	弔慰金 未請求 (みなしも 含む)
1	請求書	○	○	○	○	○	○
2	現況申立書	○	○	○	○	○	○
3	令和7年4月1日の請求者の戸籍抄本	○	○	○	○	○	○
4	戦没者等の死亡当時における戦没者等と 請求者との続柄を証する戸籍	○	○	○	○	○	○
5	戦没者等の死亡当時における戦没者等と 弔慰金受給権者との続柄を証する戸籍	-	-	-	-	-	-
6	先順位者がいないことを証する戸籍	-	-	-	-	-	-
7	年金給付の受給権者がいないことを証す る戸籍	○(※1)	○(※1)	○(※1)	○(※1)	○(※1)	○(※1)
8	戦没者等の死亡時から令和7年3月31日 の間の請求者の戸籍	-	-	-	-	○	○
9	特別弔慰金失権事由非該当申立書(配 偶者用)(配偶者の相続人用)	-	-	-	-	○	○
10	生計関係申立書とそれを証明する資料 (請求者が第3～6、11及び12順位で、戦 没者等と別戸籍であるが生計関係ありと 申し立てているとき)	-	-	-	-	-	-
11	葬祭を行ったことを証明する資料 (第11順位のみ)	-	-	-	-	-	-
12	もとの身分、死因を証明する資料 (過去に弔慰金又は恩給等の裁定を受け ていないとき)	-	△	△	△	-	△
13	公務扶助料の受給者がいたことを証明す る資料 (文官公務扶助料のみ必要)	-	-	-	○	-	△
14	登記事項証明書 (成年後見人等が請求するとき)	△	△	△	△	△	△
15	相続人であることを証する戸籍等 (相続人が請求するとき)	△	△	△	△	△	△
16	相続財産清算人であることの確認書類 (相続財産清算人が請求するとき)	△	△	△	△	△	△
17	委任状(外国居住者が請求する場合) (請求手続、同順位者間の調整を委任し た場合)	△	△	△	△	△	△

○は必須、△は提出書類欄等に記載した()に該当する場合、必要に応じて提出する書類です。

※1 戦没者等の父母・祖父母で生年月日が国内最高齢者(男性：大正3年3月14日、女性：明治42年9月2日)より前の場合、提出不要です。

【転給遺族】

提出書類		転給遺族							
		(第2順位)		(第3～6順位)		(第7～10順位)		(第11～12順位)	
		弔慰金既 裁定	弔慰金 未請求 (みなしも 含む)	弔慰金 既裁定	弔慰金 未請求 (みなしも 含む)	弔慰金 既裁定	弔慰金 未請求 (みなしも 含む)	弔慰金 既裁定	弔慰金 未請求 (みなしも 含む)
1	請求書	○	○	○	○	○	○	○	○
2	現況申立書	○	○	○	○	○	○	○	○
3	令和7年4月1日の請求者の戸籍抄本	○	○	○	○	○	○	○	○
4	戦没者等の死亡当時における戦没者等と 請求者との続柄を証する戸籍	○	○	○	○	○	○	○	○
5	戦没者等の死亡当時における戦没者等と 弔慰金受給権者との続柄を証する戸籍	-	※1	-	※1	-	※1	-	※1
6	先順位者がいないことを証する戸籍	○	○	○	○	○	○	○	○
7	年金給付の受給権者がいないことを証する 戸籍	○(※2)	○(※2)	○(※2)	○(※2)	○(※2)	○(※2)	○(※2)	○(※2)
8	戦没者等の死亡時から令和7年3月31日 の間の請求者の戸籍	-	-	○	○	-	-	-	-
9	特別弔慰金失権事由非該当申立書(配偶 者用)(配偶者の相続人用)	-	-	-	-	-	-	-	-
10	生計関係申立書とそれを証明する資料 (請求者が第3～6、11及び12順位で、戦没 者等と別戸籍であるが生計関係ありと申し 立てているとき)	-	-	△	△	-	-	△	△
11	葬祭を行ったことを証明する資料 (第11順位のみ)	-	-	-	-	-	-	△	△
12	もとの身分、死因を証明する資料 (過去に弔慰金又は恩給等の裁定を受けて いないとき)	-	△	-	△	-	△	-	△
13	公務扶助料の受給者がいたことを証明する 資料 (文官公務扶助料のみ必要)	-	△	-	△	-	△	-	△
14	登記事項証明書 (成年後見人等が請求するとき)	△	△	△	△	△	△	△	△
15	相続人であることを証する戸籍等 (相続人が請求するとき)	△	△	△	△	△	△	△	△
16	相続財産清算人であることの確認書類 (相続財産清算人が請求するとき)	△	△	△	△	△	△	△	△
17	委任状(外国居住者が請求する場合) (請求手続、同順位者間の調整を委任した 場合)	△	△	△	△	△	△	△	△

○は必須、△は提出書類欄等に記載した()に該当する場合、必要に応じて提出する書類です。

※1 裁定県での審査により受給権に疑義が生じた場合、提出が必要となる場合があります。

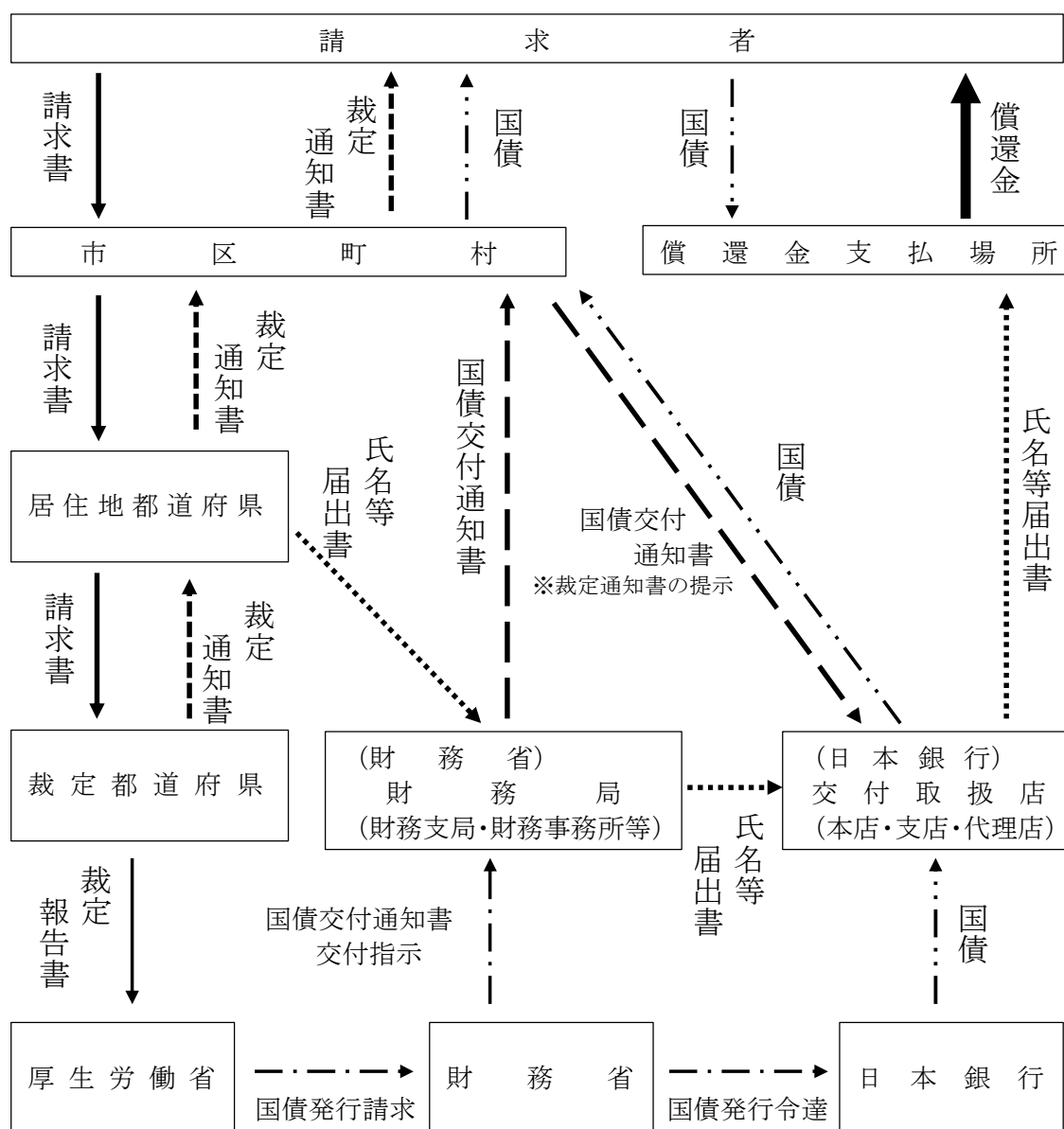
※2 戦没者の父母・祖父母で生年月日が国内最高齢者(男性：大正3年3月14日、女性：明治42年9月2日)より前の場合、提出不要です。

§ 7 国債の交付までの事務手続

請求書類は、市区町村から居住地都道府県を通じ、裁定都道府県に進達します。

※ 裁定都道府県とは、戦没者等が除籍された当時の本籍地都道府県（戦没者等が被徴用者、総動員業務協力者、国民義勇隊の隊員であった者については、戦没者等の死亡の原因となった負傷又は疾病の生じた当時その者が配属されていた工場、事業所等の所在地の都道府県）です。

1 特別弔慰金の請求・裁定等の事務手続（概要図）



2 市区町村での受付

市区町村は以下の受付事務を行います。請求者は御高齢の方も多いので、請求手続の説明等を行う際は、丁寧にきめ細やかな対応をお願いします。

1. 特別弔慰金の請求の相談を受け、請求書等の必要書類を配布する。
2. 請求書を受け付け、請求期間内の請求であるか確認する。
 - ・ 受付機関及び受付日を明らかにするために、受付印を押印してください。
 - ・ 受付時には、請求者（法定代理人、相続人、請求手続や同順位者間の調整を委任された任意代理人を含みます。）に運転免許証、運転経歴証明書、旅券、年金手帳等の本人確認資料を提示してもらい、本人確認を行ってください。郵送による請求の場合は、請求書類に本人確認資料のコピーを添付してもらってください。
3. 「請求書」及び「現況申立書」に記載漏れがないか確認する。
 - ・ 請求者の住所、氏名が正確に記載されているか確認し、明らかな誤りや読めない文字がある場合には、請求者に修正を依頼してください。
（都道府県に進達した後で記載漏れが判明した場合、返戻や補正に時間がかかることになるため、必ず確認してください。）
 - ・ 「現況申立書」については、生年月日等の日付は、請求者保管資料等によりわかる範囲でかまいません。なお、請求者が前回受給者であって、市区町村で前回の現況申立書の写しを保管している場合は、その写しの代用で差し支えありません。代用する場合は、前回の現況申立書の記載内容について変更がないかを請求者に確認した上で、裏面右上余白に今回の日付と署名を記載してもらってください。変更があった場合は、前回の現況申立書の写しに変更点を記載してもらうとともに、変更部分が明確になるよう赤色で下線を引いてください。
 - ・ 書類の記載漏れは、可能な限り請求者本人が記入することが望ましいですが、難しい場合は、職員が代筆しても差し支えありません。
4. 同順位者の有無を請求者への聞き取り及び現況申立書により確認する。

同順位者がいる場合は、請求書下欄に記載された事項を承諾の上で、全ての同順位者を代表して請求するものである等の承諾事項を説明してください。
5. 必要な添付書類がそろっているか確認する。
 - ・ 不足書類があった場合は、請求書を受け付けた上で、2～3週間程度の期限を設けて提出を依頼してください。なお、軽微な補正事項に関しては、文書ではなく電話による確認でも差し支えありません。

提出書類については、請求者が前回受給者か否かにより必要な書類が異なります。市区町村では、請求者が前回受給者か否かが正確に判断できない場合がありますが、一般的な必要書類については以下のとおりです。裁定事務の合理化の観点から、判断可能な範囲で、受付事務を行う市区町村で必要な書類を揃えることができるよう対応してください。

前回受給者（P29のケース①）からの請求

「請求書」、「現況申立書」、「基準日における請求者の戸籍抄本」

※ その他、請求者の状況に応じて提出が必要な書類

〔請求手続、同順位者間の調整を委任した者〕委任状

〔配偶者〕前回基準日から令和7年3月31日までの戸籍

特別弔慰金失権事由非該当申立書（配偶者用）

〔相続人〕相続人であることを証する戸籍等

〔法定代理人〕成年後見人等の登記事項証明書

〔外国居住者の代理人〕請求手続等に関する委任状

前回受給者以外からの請求

「請求書」、「現況申立書」、「基準日における請求者の戸籍抄本」、「戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者との続柄を証する戸籍」

※ その他、請求者の状況に応じて提出が必要な書類

〔請求手続、同順位者間の調整を委任した者〕委任状

〔相続人〕相続人であることを証する戸籍等

〔法定代理人〕成年後見人等の登記事項証明書

〔外国居住者の代理人〕請求手続等に関する委任状

〔新規対象者（令和2年4月1日～令和7年3月31日に年金等受給者死亡の場合）〕

当該年金等受給者の死亡年月日が確認できる戸籍

〔初めて転給遺族として権利を有することとなった第3～6順位の請求者〕

戦没者等の死亡時から令和7年3月31日の間の請求者の戸籍

※ 前回受給者以外の者からの請求の場合は、「先順位者がいないことを証する戸籍」等、審査の結果、さらに書類の提出を依頼する必要があることを請求者に説明してください（P38～P40参照）。

6. 請求書裏面の「国債交付取扱店名」に市区町村指定の日本銀行の交付取扱店名を記載する。

7. 請求書類を居住地都道府県に送付する。

不足書類がある場合で、2～3週間程度の期限が経過しても、なお、提出がな

い場合は、その旨を付箋に記載し、書類不備のまま居住地都道府県に送付してください。

※ 市区町村の受付後、6ヶ月を超えてから請求書類を居住地都道府県へ送付する場合には、その事情を明らかにした遅延理由書を添付してください。

3 裁定通知書の交付

特別弔慰金の請求に対する裁定結果（裁定通知書）は、裁定都道府県から居住地都道府県を通じて市区町村に送付されます。

① 可決裁定の場合

裁定通知書は、市区町村が国債を請求者に代わって代理受領する際に必要となりますので、市区町村が国債を代理受領した後に、国債と併せて裁定通知書を請求者に交付します（裁定通知書のみを先に請求者に交付しないよう注意してください。）。

② 却下裁定の場合

却下通知書は、居住地都道府県から市区町村に送付された後、請求者に交付します。

※ 請求者が後述の審査請求を行う権利に関わる重要な書類となることから、市区町村においては遅滞なく請求者に交付してください。

なお、交付日は審査請求に関わる重要な日ですので、台帳等に記録してください。郵送による場合は、「配達証明」により郵送します。

4 国債の代理受領と交付

国債の代理受領を行う市区町村は、次の書類を持参して、指定の日本銀行の交付取扱店で国債を受領します。また、郵送による国債の代理受領が可能です。（※）

① 財務局（財務事務所）から送付されるもの

- ・国債交付通知書
- ・受取人明細表

② 裁定都道府県から居住地都道府県を通じて送付されるもの

- ・裁定通知書

市区町村は、国債を代理受領した後、請求者に対して国債の交付を通知し、受け取りに来た請求者に国債及び裁定通知書を交付します。

国債の交付の際には、受取人が請求者本人であること、あるいは請求者から国債の受取について委任を受けた者であることを必ず確認する必要があります。

委任を受けていることについては、委任状（参考様式2）及び受任者（代理人）の

本人確認ができる書類（運転免許証等）を提示してもらいます。また、誰に交付したか台帳等に記録してください。

なお、国債は、本人限定受取郵便による郵送交付が可能です。（※）

請求者（国債の受取について委任を受けた者を含みます。）の希望により郵送交付する場合の郵送料は、請求者が負担することとなりますので、本人限定受取郵便による郵送料として切手の提出を求めてください。

※ 郵送による国債の受領・交付の具体的な手続は、2018年6月26日付け日銀業第470号 日本銀行業務局事務連絡「記名国債の郵送による証券交付の可能性等について」を参照してください。（第十二回特別弔慰金事務処理マニュアル参考資料参照）

※ 記名国債証券の新規発行時、日本銀行から代理受領者を通じて、記名者に対し、券面の取扱いにかかる注意事項が記載された証券保存用ポリエチレン袋を交付していたところ、第十二回特別弔慰金国庫債券の発行開始日以降、交付を取りやめることとなりました。

国債交付時の本人確認について

国債を交付する市区町村において、下記(1)～(3)のうちいずれかの本人確認を行います。また、本人確認書類は写しを取り市区町村で保存してください。

- (1) 本人確認書類①のうちいずれか 1つ
- (2) 本人確認書類②のうちいずれか 2つ
- (3) 本人確認書類②のうちいずれか 1つ 及び 本人確認書類③のうちいずれか 1つ の計 2つ

※ 国債を交付した記録として、受取人の署名・押印を保存している場合には、受取人の本人確認書類の記録・保存は不要です。

※ 任意代理人（外国居住者の代理人は含みません。）に国債交付をする場合には、任意代理人及び請求者（権利者）双方の本人確認が必要です。

※ 国債を本人限定受取郵便により郵送交付する場合には、市区町村における受取時の本人確認は不要です。

5 請求者が請求後に死亡した場合の取扱い（特定相続人について）

裁定前に請求者が死亡した場合等の取扱いは、令和元年12月5日以前は昭和41年4月25日付け援護第158号により、「請求者の相続人にあらためて請求させることなく、当該請求者名義の裁定通知書をその者の相続人に交付する」旨の取扱いでしたが、令和元年12月援護・業務課長通知により、裁定通知書が到達するまでの間に請求者が死亡しその相続人が判明した場合には、裁定都道府県において、当該相続人が被相続人（請求者）の各法に基づく支給を受ける権利及び地位を包括的に承継する者（特定相続人）であること及び特定相続人が被相続人の請求を維持する意思を有しているかについて、以下の提出書類により確認を行った上で、特定相続人を名宛人とする裁定通知書及び記名国債の交付手続きを行います。

（提出書類）

- ①戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し（証明書の原本）
- ②遺言書、遺産分割協議書等その者が被相続人の地位を継承することにつき、他の相続人との間で合意が得られていることが確認できる書類（※）
- ③様式6（裁定前の場合）又は様式7（裁定後の場合）

※ 請求者の相続人のうち一人が特定相続人となることについて、他の相続人との間で合意は得られているものの、遺言書又は遺産分割協議書等その者が特定相続人となることにつき他の相続人との間で合意が得られていることが確認できる書類を作成していない場合には特定相続人となる旨を主張する者から様式8又は様式9の提出を求め、特定相続人となることについて他の相続人の合意を得ていること及び請求者の請求を承継するかどうかの確認を行った上で、特定相続人と認めて差し支えありません。

なお、請求者の請求を承継しない場合、様式6又は様式7の提出は不要です。

1. 国債交付前に請求者が死亡した旨の通報を親族から受けた場合

（1）共通事項

通報を受けた自治体は、次の事項を聴取するとともに、その後の手続について裁定都道府県から連絡がある旨を案内してください。また、聴取した事項は、請求者の居住地都道府県経由で裁定都道府県に連絡してください。

※「聴取事項」…戦没者等及び請求者の氏名・生年月日・死亡日、通報者の氏名・住所・電話番号

（2）裁定決定前の場合

- ① 裁定都道府県は、親族に対して、特定相続人が確定したら特定相続人の居住地市区町村に申し出るよう案内してください。
- ② 裁定都道府県は、請求者に係る裁定決定手続を保留にするとともに、最初に死亡

の通報を受けた自治体と請求者の居住地市区町村が相違する場合は、請求者の居住地都道府県経由で居住地市区町村に対し、請求者が死亡した旨と「聴取事項」を連絡してください。

- ③ 特定相続人から申し出を受けた特定相続人の居住地市区町村は、居住地都道府県に該当の請求者情報を照会し、確認が取れたら、様式6及び特定相続人であることが確認できる書類を受領し、様式6の上部余白に受付印を押印の上、居住地都道府県経由で裁定都道府県に進達してください。また、様式6のコピーを保管してください。

※ 請求者の請求を承継しない場合、様式6の提出は不要です。

- ④ 裁定都道府県は、特定相続人であることの確認を行い、様式6等に基づき、必要な請求書の補正とシステムの修正入力及びメモ入力（「特定相続人が承継」と入力してください。）を行った上で、特定相続人に対する可決裁定を行うとともに、特定相続人と請求者の居住地市区町村が相違する場合は、請求者の居住地都道府県経由で居住地市区町村に対し、特定相続人に裁定決定を行った旨を連絡してください。
- ⑤ 特定相続人の居住地市区町村は、特定相続人に裁定通知書と国債を交付してください。

（３）裁定決定後の場合

- ① 裁定都道府県は、親族に対して、既に請求者に対する裁定決定を行っている旨、また、特定相続人が確定したら請求者の居住地市区町村に申し出る旨を案内するとともに、最初に死亡の通報を受けた自治体と請求者の居住地市区町村が相違する場合には、請求者の居住地都道府県経由で居住地市区町村に対し、請求者の死亡及び既に請求者に対する裁定決定を行っている旨と「聴取事項」を連絡してください。
- ② 特定相続人から申し出を受けた請求者の居住地市区町村は、様式7及び特定相続人であることが確認できる書類を受領し、特定相続人であることの確認を行った上で、裁定通知書と国債を交付してください。また、特定相続人名義への記名変更手続を案内してください。なお、様式7の上部余白に受付印を押印し保管してください。

※ 国債の記名変更についてはP50を参照してください。

2. 請求者の居住地市区町村において国債交付時に請求者の死亡を把握した場合

- ① 請求者の居住地市区町村は、親族に対して、特定相続人が確定したら申し出るよう案内してください。
- ② 特定相続人から申し出を受けた請求者の居住地市区町村は、様式7及び特定相続人であることが確認できる書類を受領し、特定相続人であることの確認を行った上で、裁定通知書と国債を交付してください。また、特定相続人名義への記名変更手続を案内してください。なお、様式7の上部余白に受付印を押印し保管してください。

※ 国債の記名変更についてはP 5 0を参照してください。

(関係通知)

- ・裁定通知書到達前に請求者が死亡した場合等の取扱いについて（通知）（令和元年 12 月 6 日付け社援援発 1206 第 1 号）※令和元年 12 月援護・業務課長通知
- ・裁定通知書到達前に請求者が死亡した場合の特定相続人に係る事務手続について（令和 2 年 6 月 5 日付け事務連絡）
- ・死亡した請求者と特定相続人の居住地都道府県が異なる場合のシステム入力等について（裁定決定前）（令和 2 年 10 月 14 日付け事務連絡）
- ・裁定通知書が到達するまでの間に請求者が死亡した場合の特定相続人の確認について（通知）（令和 4 年 3 月 31 日付け社援援発 0331 第 1 号）
- ・第十一回特別弔慰金において「特定相続人」が選出されない場合における同順位者からの重複請求等の取扱いについて（令和 4 年 3 月 31 日付け事務連絡）
- ・第十一回特別弔慰金に係る請求書の処理について（通知）（令和 5 年 1 月 31 日付け社援援発 0131 第 3 号）

6 国債を交付できない事情がある場合の取扱い

請求後に、以下の理由の場合は民法第 4 9 4 条の規定により国債を市区町村の地域を管轄する法務局に供託することができます。

供託の具体的手続については、供託する法務局、地方法務局又はその支局（供託所）に相談してください。

- ① 請求者が行方不明の場合
- ② 請求者が死亡し相続人がわからない場合、相続人が存在しない場合
- ③ 国債の交付を請求者（死亡している場合の相続人を含みます。）が拒否している場合

(参考通知)

- ・令和 4 年 3 月 31 日社援発 0331 第 7 号厚生労働省社会・援護局長通知「「記名国庫債券の供託について」の一部改正について」

7 順位変更申請

特別弔慰金を受けるべき先順位の遺族が令和 7 年 4 月 1 日において生死不明であり、かつ、その後 2 年以上生死不明の状態が続いている場合には、次順位者の申

請により、その次順位者に特別弔慰金を支給することができます。

ここでいう「生死不明」とは、民法第30条第2項に規定する「特別失踪」（船舶の沈没や地震、洪水等の危難に遭遇し行方不明になったとき等）に該当する場合等をいいます。

※ 「行方不明」は、所在が不明である状態をいい「生死不明」とは異なりますので、順位変更の対象にはなりません。

順位変更申請を行うときは、請求書と共に「順位変更申請書」を提出するように求めてください。

なお、この申請は令和9年4月1日以降に厚生労働大臣に対して行うべきものですが、特別弔慰金の請求に係る時効はそれから3年ではありません。したがって、順位変更申請書を伴う場合は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に特別弔慰金の請求書を提出することとなります。

8 審査請求・処分の取消しの訴え

● 審査請求

特別弔慰金請求に関する行政庁の処分に不服がある場合は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、当該処分に係る事務を規定する法律を所管する厚生労働大臣に対して審査請求ができます。

審査請求をするときは、審査請求書に氏名、住所、審査請求に係る処分があったことを知った年月日等の必要的記載事項を記載し裁定通知書等の書類（※）を添えて、厚生労働大臣に提出するよう教示してください。

※ 審査請求の理由を裏付ける新資料がある場合は、当該資料を含む。

（行政不服審査法（平成26年法律第68号））

● 処分の取消しの訴え

処分の取消しの訴えは、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国が処分を行った場合には国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、都道府県知事が処分を行った場合には都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号））

§ 8 国債受領後の諸手続

1 償還金の受領関係

第十二回特別弔慰金の償還金は、令和8年から令和12年までの5年間、毎年、償還日である4月15日以降に5.5万円ずつ償還することができます。4月15日が土曜日、日曜日、あるいは祝日にあたるときは、これらの日の翌日以降に償還することができます。

この支払期日が到来したら、指定の償還金支払場所において、本人確認書類（運転免許証等）を提示した上で、賦札と引換に償還金を受領することができます。

2 各種変更手続

国債発行後の諸手続については、以下の通り国債の記名者等が償還金支払場所等において行います。

手続内容	手続機関	備考
記名変更 (記名者が死亡した場合は、相続人が残りの国債の償還金を受領することができます。)	償還金支払場所 (同時に償還金支払場所を変更する場合は新償還金支払場所)	詳細は償還金支払場所にご相談ください。 【必要書類等】 ①記名国債証券記名変更請求書（償還金支払場所で作成します。） ②国債 ③記名者の死亡を確認できる戸籍書類 (記名者の除籍抄本等) ④記名者と相続人の戸籍上の関係が証明できる戸籍書類又は法定相続情報一覧図 等 ⑤本人確認書類
記名者の住所変更	償還金支払場所	詳細は償還金支払場所にご相談ください。
・記名者の氏名変更 ・成年後見人等による支援の開始、変更	償還金支払場所	詳細は償還金支払場所にご相談ください。 記名者が死亡した場合の氏名の変更手続に準じて行います。 それぞれ変更の内容を確認するため、氏名の変更を確認できる戸籍書類等、成年後見人等を確認できる登記事項証明が必要です。

手続内容	手続機関	備考
償還金支払場所の変更	元の償還金支払場所又は変更を希望している新償還金支払場所	詳細は償還金支払場所にご相談ください。 【必要書類等】 ①償還金支払場所変更請求書（償還金支払場所で交付します。） ②国債 ③本人確認書類
印鑑の変更 ※第十二回特別弔慰金は氏名等届出書のため、印鑑の変更は想定されません。	償還金支払場所	詳細は償還金支払場所にご相談ください。 【必要書類等】 ①改印届（償還金支払場所で交付します。） ②国債 ③旧印鑑（印鑑を紛失したことによって変更する場合は不要です。） ④新印鑑 ※日本銀行本支店又は代理店において届出を提出する場合は、本人確認のため印鑑証明書を添付することになります。 あくまでも本人確認のためなので、新印鑑を印鑑証明書の印鑑と同一のものにする必要はありません。 なお、郵便局において届出を提出する場合は印鑑証明書の添付は不要です。
国債紛失	償還金支払場所（日本銀行本支店又は代理店に対し取次を行っている郵便局）	あらかじめ元の償還金支払場所において証券の種類、記号番号及び残りの賦札枚数を確認します。詳細は償還金支払場所にご相談ください。 【必要書類等】 ①証券（利賦札）滅紛失届（手続機関で交付します。） ②本人確認書類 ・その後、国債を発見したときは、「滅紛失証券（利賦札）発見届」を「証券（利賦札）滅紛失届」を提出した日本銀行本支店又は代理店に提出します。 「滅紛失証券（利賦札）発見届」も手続機関で交付されます。 ・3ヶ月経っても「滅紛失証券（利賦札）発見届」が提出されないときは、日本銀行から代証券の交付の連絡がありますので、指示に従って代証券を受領します。

手続内容	手続機関	備考
国債を汚染、 き損	償還金支払場所 (日本銀行本支 店又は代理店に 対し取次を行っ ている郵便局)	詳細は償還金支払場所にご相談ください。 【必要書類等】 ①汚染き損証券引換請求書（手続機関で交付しま す。） ②国債 ③本人確認書類
国債の償還金 の受取方法を 口座振込に変 更	償還金支払場所 (郵便局のみ)	償還金支払場所を郵便局として指定している場合 は、償還金を貯金通帳に振り込むことができます。詳 細は郵便局にご相談ください。 日本銀行本支店、代理店では、口座振込の取扱い は行っていない。 ※国債の償還金の受取方法を口座振込に指定してい た場合、国債は貯金事務センターで保管され、国債の 代わりに預かり証である「証券保管証書」が交付され ます。また、通帳には「国債等元利金」と表示されま す。

§ 9 国債の特別買上償還と担保貸付

特別弔慰金として交付を受けた記名国債は、これを売ったり、質入れしたり、担保にしてお金を借りたりすることは法律で禁止されています。

ただし、経済的に困窮している等のため国債を国に譲渡(特別買上償還)したり、事業資金にするため国債を担保にして特定の金融公庫から貸付を受けることができます。

1 特別買上償還

国債の記名者が、次の(1)、(2)又は(3)に該当し、かつ、都道府県知事により国債の買上げを必要とする旨の証明を受けた者は、買上げの日後に償還金の支払期日が到来する賦札全部について、一定の利率で割り引かれた金額で買上償還を受けることができます。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者
- (2) 現に保護を受けていないが経済的に困窮している者であることを福祉事務所長(東京都特別区の場合は特別区長)が認めたもの
- (3) 国債の記名者の破産管財人又は国債の記名者が死亡した場合におけるその相続人、相続財産の管理人若しくは相続財産の清算人により、当該国債の記名者の債務を弁済するために当該国債の記名者の財産又は相続財産の処分を必要とすると認められるもの

【申込者が被保護者等の場合(上記(1)又は(2)の場合)】

申込手続 記名者の居住都道府県

提出書類 ・ 買上償還申込書

- ・ 被保護者等である旨の証明書(福祉事務所長の証明)
- ・ 国債の表及び裏(賦札部分は不要)の写し(「記名者」又は「償還金支払場所」を変更している場合のみ必要)

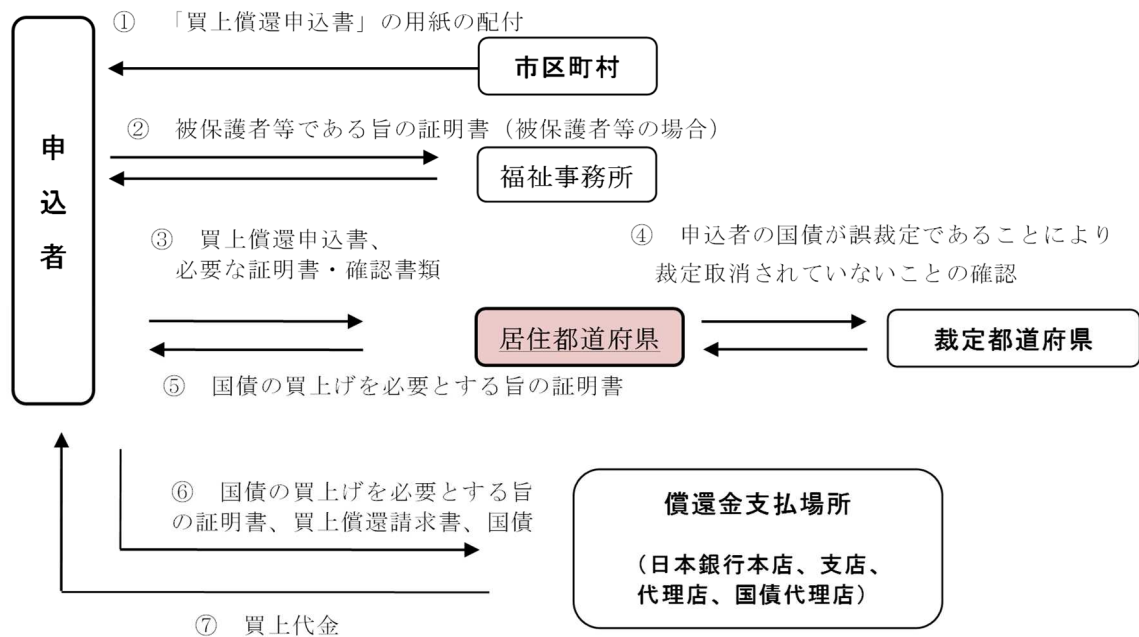
【申込者が相続財産を清算する者等の場合(上記(3)の場合)】

申込手続 記名者の死亡の際における居住都道府県等

提出書類 ・ 買上償還申込書

- ・ 相続財産清算人等(※)であることの証明書(審判書謄本等)
- ・ 財産又は相続財産の処分が相続債権者等への弁済に必要であることを示す書類(財産目録)
- ・ 国債の表及び裏(賦札部分は不要)の写し(「記名者」又は「償還金支払場所」を変更している場合のみ必要)

【特別買上償還の事務の流れ（申込者が被保護者等の場合）】



【対象国債・買上価格】

買上償還の対象国債及び買上価格については、毎年度、財務省の通知を受けて厚生労働省から都道府県へ通知しています。

※ 第十二回特別弔慰金については、令和7年4月現在において未定です。

2 担保貸付

国債の記名者が事業資金を必要とする場合、国債を担保に（株）日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫（以下「金融公庫等」という。）から貸付を受けることができます。担保貸付の対象国債、貸付限度額及び貸付利率については、毎年度、厚生労働省から都道府県へその内容をお知らせしています。

【申込手続】

- ① 申込者は、最寄りの金融公庫等で「借入申込書」を入手
- ② 申込者は、居住地の市区町村窓口で「借入申込書」を提出
- ③ 市区町村は、借入申込書に内申書を付して都道府県に回付
- ④ 都道府県は、上記の書類に内申書を付して金融公庫等に回付
- ⑤ 金融公庫等は、担保貸付を受ける資格があると認めた場合には、貸付決定の通知と「借用証書」を記名者に送付
- ⑥ 申込者は、借用証書に必要事項を記入し、国債に印鑑証明書を添えて、通知のあった金融公庫等の本店又は支店に提出

参考 請求書等の記入例

- 国内居住者からの請求の場合
- 成年後見人等からの請求の場合
- 相続人からの請求の場合
- 外国居住者からの請求の場合
- 請求書（裏面）

● 国内居住者からの請求の場合

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書					
戦没者等	フリガナ	エンゴ	タロウ	生年月日	明治 大正 昭和
	氏名	援護	太郎		10 年 1 月 1 日
	除籍時の本籍等	東京 (都) 道府県		死亡年月日	昭和 平成・令和 20 年 1 月 1 日
もとの身	陸軍 (軍人・軍属) ・ 海軍 (軍人・軍属) ・ 準軍属				
請求者	フリガナ	エンゴ	タダシ	生年月日	明治・大正 昭和 平成・令和
	氏名	援護	忠		19 年 1 月 1 日
	戦没者等との続柄	配偶者・子・父・母・孫・兄・姉・弟・妹・甥・姪・その他 ()			
	住所	〒 123-4567 東京 (都) 道府県 千代田区霞が関〇-〇			
	電話番号	(自宅) 携帯 03 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 090-1234-5678 (子: 援護 守)			
区分	前回受給者・前回別の者が受給・新規請求者で以下のいずれか (※)				
被相続人	前回の受給状況について該当するものに〇をしてください。		死年月日	1. 令和 2. 上 日中連絡可能な請求者の電話番号を記入してください。	
成年後見人等	フリガナ	(姓)	(名)	戦没者との続	ご家族への連絡を希望する場合は、ご家族の方の電話番号と氏名、請求者との続柄も追加して記入してください。
住所	〒 都道府県				
電話番号	自宅・携帯 - -				
国債の償還金希望支払場所	金融機関の所在地 東京 (都) 道府県		金融機関の名称 霞ヶ関郵便局		国債の受領を市区町村長に委任する場合はその市区町村名 千代田 市 区 町 村
上記により、「戦没者等の遺族に」請求します。 なお、同順位者が数人ある場合は、国債の償還金を受け取る郵便局等 (※) 請求者の住所地の市区町村名を記入してください。 ・ 権利の裁定は全ての同順位者にし、各々の持分を主張することができます。 ・ 他の同順位者から各々の持分を主張された場合は、権利の裁定を受けた者の責任で調整を行います。 ・ 本請求書の請求者の氏名及び連絡先は、特別弔慰金の請求又は審査請求を行った他の同順位者に教示されます。下記の記載欄に記載の氏名が請求者の氏名と異なる場合は、請求者の氏名並びに下記記載欄の氏名及び連絡先が教示されます。 令和 7 年 5 月 1 日 厚生労働大臣 氏名 援護 忠 裁定都道府県知事 殿 請求者が自署できない場合は代筆で構いません。 バーコード印字					

裏面は自治体で記入してください。(P 60 参照)

● 成年後見人からの請求の場合

権利者（援護次郎）の成年後見人（社会一郎）から請求する例

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書					
戦没者等	フリガナ 氏名	エンゴ (姓) 援護	タロウ (名) 太郎	生年月日	明治 大正 昭和 10 年
	除籍時の本籍等 もとの身分	東京 (都) 道 府 県			死 亡 年 月 日 昭和 平成 令和 20 年 1 月 1 日
請求者	フリガナ 氏名	エンゴ (姓) 援護	ジロウ (名) 次郎	生年月日	明治・大正 昭和 平成・令和 12 年 1 月 1 日
	戦没者等との続柄	配偶者・子・父・母・孫・兄・姉・弟・妹・甥・姪・その他 ()			
	住 所	〒 123-4567 東京 (都) 道 府 県 千代田区霞が関〇-〇			
	電話番号	(自宅・携帯) 03 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇			
	区 分	前回受給者・ 前は別の者が受給・ 新規請求者で以下のいずれか (※) 1. 令和2.4.1~令和7.3.31に年金受給者が失権 2. 上記以外で過去に遺族のいずれも請求していない			
被 告	フリガナ 氏名			死 亡 年 月 日	令和 年 月 日
成年後見人等	フリガナ 氏名	シャカイ (姓) 社会	イチロウ (名) 一郎	区 分	成年後見人等・ 親権者等・ 国外居住請求者の代理人
住 所	〒 123-4567 (都) 道 府 県 港区虎ノ門〇-〇				
電話番号	(自宅・携帯) 03 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇				国債の受領を市区町村長に委任する場合はその市区町村名
国債の償還金希望支払場所	金融機関の所在地	(都) 道 府 県 東京	金融機関の名称	虎ノ門郵便局 港 市 区 町 村	
上記により、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書」を提出する場合は、国債の償還金を受け取る郵便局等、成年後見人等の住所地の市区町村名を記入してください。 ・ 権利の裁定は全ての同順位者に対し、各々の持分を主張することができます。 ・ 他の同順位者から各々の持分を主張された場合は、権利の裁定を受けた者の責任で調整を行います。 ・ 本請求書の請求者の氏名及び連絡先は、特別弔慰金の請求又は審査請求を行った他の同順位者に教示されます。下記の記載欄に記載の氏名が請求者の氏名と異なる場合は、請求者の氏名並びに下記記載欄の氏名及び連絡先が教示されます。 令和 7 年 5 月 1 日 厚生労働大臣 氏名 社会 一郎 裁定都道府県知事 殿 成年後見人等の氏名を記入してください。 成年後見人が自署できない場合は代筆で構いません。 バーコード印字					

裏面は自治体で記入してください。(P 60 参照)

● 相続人からの請求の場合

元の権利者（援護次郎）が請求しないまま令和7年4月1日以降に死亡したため、その相続人（援護聡）から請求する例

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書						
戦没者等	フリガナ	エンゴ	タロウ	生年月日	明治(大正)昭和	
	氏名	援護	太郎			
	除籍時の本籍等	東京		(都)道府県	昭和 平成・令和	
	もとの身分	(陸軍)(軍人・軍属)・海軍(軍人・軍属)・準軍属				
相続人	フリガナ	エンゴ	サトシ	生年月日	明治・大正(昭和)平成・令和	
	氏名	援護	聡		22年 1月 1日	
	戦没者等との続柄	配偶者・子・父・母・孫・兄・姉・弟・妹・甥・姪・ <u>その他</u> (妹の配偶者)				
	住所	〒123-4567 東京(都)道府県 千代田区霞が関〇-〇				
請求者	電話番号	自宅(携帯) 090 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇				
	区分	前回受給者・ <u>前回別の者が受給</u> ・新規請求者で以下のいずれか 1. 令和2.4.1~令和7.3.31に年金受給者が失権 2. 上記以外で過去に遺族のいずれも請求していない				
	被相続人	フリガナ	エンゴ	ウメコ	死亡年月日	令和 7年 4月 5日
		氏名	援護	梅子	戦没者等との続柄	配偶者・子・父・母・孫・兄・姉・弟・ <u>妹</u> ・甥・姪・その他
見人等	住所	〒 都道府県				
	電話番号	自宅・携帯 - -				
	国債の償還金希望支払場所	金融機関の所在地	金融機関の名称		国債の受領を市区町村長に委任する場合はその市区町村名	
		東京(都)道府県	霞ヶ関郵便局		千代田(市)区町村	
上記により、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金を請求します」 なお、同順位者が数人ある場合は、次 ・ 権利の裁定は全ての同順位者に対し、各々の持分を主張することができます。 ・ 他の同順位者から各々の持分を主張された場合は、権利の裁定を受けた者の責任で調整を行います。 ・ 本請求書の請求者の氏名及び連絡先は、特別弔慰金の請求又は審査請求を行った他の同順位者に教示されます。下記の記載欄に記載の氏名が請求者の氏名と異なる場合は、請求者の氏名並びに下記記載欄の氏名及び連絡先が教示されます。 令和 7 年 5 月 15 日 厚生労働大臣 裁定都道府県知事 殿 氏名 <u>援護 聡</u> 相続人(請求者)の氏名を記入してください。 自署できない場合は代筆で構いません。 請求者の住所の市区町村名を記入してください。 国債の償還金を受け取る郵便局等の名称を記入してください。 ※請求者印と被相続人印を「請求者」の欄に記入してください。 バーコード印字						

※ 請求者は相続人となります。

裏面は自治体で記入してください。(P 60 参照)

● 外国居住者からの請求の場合

権利者（援護次郎）が外国に居住しているため、代理人（社会一郎）から請求する例

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書					
戦没者等	フリガナ	エンゴ	タロウ	生年月日	明治・大正・昭和
	氏名	援護	太郎		
	除籍時の本籍等	東京		都道府県	死亡年月日
請求者	フリガナ	エンゴ	ジロウ	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和
	氏名	援護	次郎		10年 昭和・平成・令和 20年
	戦没者等との続柄	配偶者・子・父・母・孫・兄・姉・弟・妹・甥・姪・その他（ ）			
者	住所	〒 都道府県 プラジル国サンパウロ州サンパウロ市ヴィラグランオザ街〇〇			
	電話番号	自宅・携帯 — —			
	区分	前回受給者・（前回）は別の者が受給・新規請求者で以下のいずれか 1. 令和2.4.1～令和7.3.31に年金5 2. 上記以外で過去に遺族のいずれ			
成年後見人等	フリガナ	シャカイ	イチロウ	死亡年月日	令和 年 月 日
	氏名	社会	一郎	戦没者等との続柄	配偶者・子・父・母・孫・兄・姉・弟・妹・甥・姪・その他（ ）
	住所	〒 123-4567 都道府県 港区虎ノ門〇-〇			
国債の償還金希望支払場所	金融機関の所在地	金融機関の名称		市区町村名	
	東京	虎ノ門郵便局		港区	
	東京	虎ノ門郵便局		港区	
上記により、「戦没者等の遺族に」請求します。 なお、同順位者が数人ある場合は、国債の償還金を受け取る郵便局等、代表して特別の名称を記入してください。 ・ 権利の裁定は全ての同順位者にし、各々の持分を主張することができます。 ・ 他の同順位者から各々の持分を主張された場合は、権利の裁定を受けた者の責任で調整を行います。 ・ 本請求書の請求者の氏名及び連絡先は、特別弔慰金の請求又は審査請求を行った他の同順位者に教示されます。下記の記載欄に記載の氏名が請求者の氏名と異なる場合は、請求者の氏名並びに下記記載欄の氏名及び連絡先が教示されます。 令和 7 年 5 月 1 日 厚生労働大臣 裁定都道府県知事 殿 氏名 援護 次郎 請求者の氏名を記入してください。 請求者が自署できない場合は代筆で構いません。 バーコード印字					

裏面は自治体で記入してください。（P 60 参照）

● 請求書（裏面）

記載上の注意

- 1 選択できる項目は該当するもの（※印は該当する番号）を○で囲んでください。
- 2 電話番号は、日中連絡が取れる番号（自宅又は携帯のいずれか）を書いてください。
- 3 「除籍時の本籍等」の欄は、戦没者等の身分が準軍属のうち徴用工、内地における動員学徒、国民勤労報国隊員及び国民義勇隊員である場合は、戦没者等の死亡の原因となった負傷又は疾病の生じた当時配置され、又は出勤していた工場、事業場等の所在する都道府県名を記載してください。
- 4 戦没者等の遺族の相続人が請求者である場合は、「請求者」の欄に相続人の氏名等を、「被相続人」の欄に戦没者等の遺族の氏名等を記載してください。
なお、その場合、「請求者」の欄の「戦没者等との続柄」の欄は記載不要です。
- 5 「成年後見人等」の欄は、請求者が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。
 - (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき（成年後見人等）
 - (2) 未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって請求するとき（親権者等）
 - (3) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき（国外居住請求者の代理人）
- 6 「国債の償還金希望支払場所」の欄の「金融機関の名称」の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する、日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称を記載してください。
- 7 表面の最下段の氏名は、請求者の氏名を記載してください。ただし、成年後見人等又は親権者等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。

この欄は自治体が記入してください。

（自治体使用欄）

国債交付取扱店名		〇〇代理店			
前回特別弔慰金 受給者	受給者 氏 名		戦没者等 との続柄		裁定 記号番号
令和 2. 4. 1～ 令和 7. 3. 31 に 年金受給者が 失権	受給者 氏 名		戦没者等 との続柄		証書 記号番号
	失 権 年月日		失権事由	□ 死亡 □ その他（ ）	
弔慰金の 受給者	受給者 氏 名	援護 花子	戦没者等 との続柄	妻	裁定 記号番号 り東 1234

前回受給者欄

新規の請求者欄
（特別弔慰金を初
めて請求する場合）

様式集

- 様式 1 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書
- 様式 2 戦没者等の遺族の現況等についての申立書
- 様式 3 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金失権事由非該当申立書(配偶者用)
- 様式 4 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金失権事由非該当申立書(配偶者の相続人用)
- 様式 5 委任状
- 様式 6 特定相続人の承継と教示と受領委任
- 様式 7 特定相続人の承継意思と教示承諾
- 様式 8 特定相続人であることの合意書(継承する)
- 様式 9 特定相続人であることの合意書(継承しない)
-
- 参考様式 1 戦没者等との生計関係申立書
- 参考様式 2 委任状(国債の受領を委任した場合)
- 参考様式 3 請求者情報の教示依頼書面(例)
- 参考様式 4 現況等申立書の提供依頼(例)
- 参考様式 5 氏名等届出書(イメージ図)

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書

4 - 6 2

(裏面の記載上の注意をよく読んで記載してください。)

戦没者等	フリガナ			生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
	氏 名	(姓)	(名)		
	除籍時の本籍等	都 道 府 県		死 亡 年月日	昭和・平成・令和 年 月 日
	もとの身分	陸軍（軍人・軍属） ・ 海軍（軍人・軍属） ・ 準軍属			
請求者	フリガナ			生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
	氏 名	(姓)	(名)		
	戦没者等との続柄	配偶者・子・父・母・孫・兄・姉・弟・妹・甥・姪・その他（ ）			
	住 所	〒 都 道 府 県			
被相続人	フリガナ			死 亡 年月日	令和 年 月 日
	氏 名	(姓)	(名)	戦没者等との続柄	配偶者・子・父・母・孫・兄・姉・弟・妹・甥・姪・その他（ ）
	成年後見人等	フリガナ			区 分
国債の償還金希望支払場所	金融機関の所在地	都 道 府 県	金融機関の名称		国債の受領を市区町村長に委任する場合はその市区町村名
	市区町村				

上記により、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」の特別弔慰金を請求します。

なお、同順位者が数人ある場合は、次の事項を承諾の上、全ての同順位者を代表して特別弔慰金を請求します。

- ・ 権利の裁定は全ての同順位者に対してしたものとみなされるため、他の同順位者は権利の裁定を受けた者に対し、各々の持分を主張することができます。
- ・ 他の同順位者から各々の持分を主張された場合は、権利の裁定を受けた者の責任で調整を行います。
- ・ 本請求書の請求者の氏名及び連絡先は、特別弔慰金の請求又は審査請求を行った他の同順位者に教示されます。下記の記載欄に記載の氏名が請求者の氏名と異なる場合は、請求者の氏名並びに下記記載欄の氏名及び連絡先が教示されます。

令和 年 月 日

厚生労働大臣
裁定都道府県知事 殿

氏名

※受付印を左から順に捺印すること



バーコード印字

記載上の注意

- 1 選択できる項目は該当するもの（※印は該当する番号）を○で囲んでください。
- 2 電話番号は、日中連絡が取れる番号（自宅又は携帯のいずれか）を書いてください。
- 3 「除籍時の本籍等」の欄は、戦没者等の身分が準軍属のうち徴用工、内地における動員学徒、国民勤労報国隊員及び国民義勇隊員である場合は、戦没者等の死亡の原因となった負傷又は疾病の生じた当時配置され、又は出動していた工場、事業場等の所在する都道府県名を記載してください。
- 4 戦没者等の遺族の相続人が請求者である場合は、「請求者」の欄に相続人の氏名等を、「被相続人」の欄に戦没者等の遺族の氏名等を記載してください。
なお、その場合、「請求者」の欄の「戦没者等との続柄」の欄は記載不要です。
- 5 「成年後見人等」の欄は、請求者が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。
 - (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき（成年後見人等）
 - (2) 未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって請求するとき（親権者等）
 - (3) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき（国外居住請求者の代理人）
- 6 「国債の償還金希望支払場所」の欄の「金融機関の名称」の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する、日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称を記載してください。
- 7 表面の最下段の氏名は、請求者の氏名を記載してください。ただし、成年後見人等又は親権者等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。

（自治体使用欄）

国債交付取扱店名						
前回特別弔慰金受給者	受給者氏名		戦没者等との続柄		裁定記号番号	
令和 2.4.1～令和 7.3.31 に年金受給者が失権	受給者氏名		戦没者等との続柄		証書記号番号	
	失権年月日		失権事由	☐ 死亡 ☐ その他 ()		
弔慰金の受給者	受給者氏名		戦没者等との続柄		裁定記号番号	

戦没者等の遺族の現況等についての申立書

令和 年 月 日 記入

申立人 _____

遺族の氏名 (生 年 月 日)	戦没者等との続柄	戦没者等との生計関係	遺族の令和 7 年 3 月 3 1 日までの状況		自治体 使用欄
			死亡・国籍喪失・離縁により戦没者等との親族関係が終了しているとき	左記以外のとき	
(年 月 日生)		有・無	昭・平・令 年 月 日 死亡・国籍喪失・離縁	大・昭・平・令 年 月 日 遺族・遺族以外 の _____ と 婚姻(内縁関係を含む)・養子縁組 (年 月 日 離婚・離縁)	
(年 月 日生)		有・無	昭・平・令 年 月 日 死亡・国籍喪失・離縁	大・昭・平・令 年 月 日 遺族・遺族以外 の _____ と 婚姻(内縁関係を含む)・養子縁組 (年 月 日 離婚・離縁)	
(年 月 日生)		有・無	昭・平・令 年 月 日 死亡・国籍喪失・離縁	大・昭・平・令 年 月 日 遺族・遺族以外 の _____ と 婚姻(内縁関係を含む)・養子縁組 (年 月 日 離婚・離縁)	
(年 月 日生)		有・無	昭・平・令 年 月 日 死亡・国籍喪失・離縁	大・昭・平・令 年 月 日 遺族・遺族以外 の _____ と 婚姻(内縁関係を含む)・養子縁組 (年 月 日 離婚・離縁)	
(年 月 日生)		有・無	昭・平・令 年 月 日 死亡・国籍喪失・離縁	大・昭・平・令 年 月 日 遺族・遺族以外 の _____ と 婚姻(内縁関係を含む)・養子縁組 (年 月 日 離婚・離縁)	
(年 月 日生)		有・無	昭・平・令 年 月 日 死亡・国籍喪失・離縁	大・昭・平・令 年 月 日 遺族・遺族以外 の _____ と 婚姻(内縁関係を含む)・養子縁組 (年 月 日 離婚・離縁)	
(年 月 日生)		有・無	昭・平・令 年 月 日 死亡・国籍喪失・離縁	大・昭・平・令 年 月 日 遺族・遺族以外 の _____ と 婚姻(内縁関係を含む)・養子縁組 (年 月 日 離婚・離縁)	
(年 月 日生)		有・無	昭・平・令 年 月 日 死亡・国籍喪失・離縁	大・昭・平・令 年 月 日 遺族・遺族以外 の _____ と 婚姻(内縁関係を含む)・養子縁組 (年 月 日 離婚・離縁)	

記載上の注意

1 「遺族の氏名（生年月日）」の欄

- (1) 戦没者等の死亡の当時における戦没者等の配偶者（事実上の婚姻関係にあった者を含む。）、子、孫及び兄弟姉妹の全員について、令和7年4月1日現在（同日前に死亡している者は死亡の日）の氏名及び生年月日を記載してください。なお、戦没者等の死亡の日前に養子に行った者及び婚姻した者等についても記載してください。
- (2) 上記(1)の遺族以外の三親等内の親族が請求する場合は、その全員についても同様に記載してください。
- (3) 同順位者に係る死亡及び相続人の記載については省略して差し支えありません。

2 「戦没者等との続柄」の欄は、戦没者等との続柄を「長男」「弟」「叔母」「甥」「兄の妻」のように記載してください。

3 「戦没者等との生計関係」の欄

- (1) 戦没者等が死亡した当時において、戦没者等と生計関係があったものは「有」を、生計関係がなかったものは「無」を○で囲んでください。
 - (2) 上記1の(2)に該当する遺族であるときは、戦没者等の死亡の日まで引き続き1年以上戦没者等との生計関係があったか否かについて、あったときは「有」を、なかったときは「無」を○で囲んでください。
- ※ (1)、(2)のいずれも、戦没者等が軍人、軍属、準軍属とならなかったならば、戦没者等と生計関係があったと推定される場合が含まれます。

4 「遺族の令和7年3月31日までの状況」の欄

- (1) 「死亡・国籍喪失・離縁により戦没者等との親族関係が終了しているとき」の欄は、令和7年3月31日までにいずれかに該当するときは、該当事項を○で囲み、その事実が発生した年月日を記載してください。
- (2) 「左記以外のとき」の欄は、上記(1)に該当する事項がなかった場合のみ、次の例にしたがって記載又は該当事項を○で囲んでください。

(例) 「昭 ○年○月○日 遺族以外の○○○と婚姻 (昭 ○年○月○日 離婚)」
 「平 ○年○月○日 遺族の○○○と養子縁組 (平 ○年○月○日 離縁)」

令和 7 年改正法

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 失権事由非該当申立書（配偶者用）

私は、「戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金」を受ける権利を取得してから令和 7 年 3 月 31 日までの間において、遺族（※）以外の者と事実上の婚姻関係になかったことを申し立てます。

令和 年 月 日

請求者氏名 _____

※ 遺族とは、戦没者等の死亡当時、戦没者等と次の親族関係にあった者で、日本国籍を有していた者を指します。

- ◆戦没者等の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- ◆上記以外の三親等内親族（戦没者死亡当時、戦没者等と生計関係があった者に限ります。）

令和 7 年改正法

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 失権事由非該当申立書（配偶者の相続人用）

被相続人（戦没者等の配偶者） _____ は、
「戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金」を受ける権利
を取得してから令和 7 年 3 月 31 日までの間において、遺族
（※）以外の者と事実上の婚姻関係になかったことを申し立
てます。

令和 年 月 日

請求者（相続人）氏名 _____

※ 遺族とは、戦没者等の死亡当時、戦没者等と次の親族関係にあった
者で、日本国籍を有していた者を指します。

- ◆ 戦没者等の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- ◆ 上記以外の三親等内親族（戦没者死亡当時、戦没者等と生計
関係があった者に限ります。）

委任状

令和 年 月 日

私（委任者（請求者））は、次に記載する者（受任者（代理人））に
 手続を委任します。

委任者（請求者）

氏 名： _____ 電話番号 _____

住 所： _____

受任者（代理人）

氏 名： _____ 電話番号 _____

住 所： _____

委任者（請求者）との関係： _____

※受任者（代理人）は、委任者（請求者）及び受任者双方の **◆本人確認書類** を持参してください。

委任事項 ※委任する事項にチェックを入れてください	回答欄	
	国内 居住者	外国 居住者
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続		
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金に関する同順位者間の調整 ※委任者（請求者）の同順位者からの求めに応じて、委任者の氏名と受任者（代理人）の氏名等が教示されます。		
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の裁定通知書又は却下通知書の受領		
第十二回特別弔慰金国庫債券の受領		
第十二回特別弔慰金国庫債券の償還金の受領		

◆ 本人 確 認 書 類

- 官公庁から発行された顔写真入りの書類（運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード等）
- 官公庁から発行された顔写真がない書類（介護保険被保険者証、年金手帳等）
 ※ 氏名の他に、生年月日または住所が入ったもの
- 氏名の他に、生年月日、住所または顔写真が入った書類（預金通帳、公共料金の領収証、診察券、社員証等）

◆委任者（請求者）の本人確認方法

- 現在の戸籍抄本 ※請求書に添付されているもの
- 本人確認書類**①～③のうちいずれか 1つ

◆任意代理人の本人確認書類

- 本人確認書類**①のうちいずれか 1つ
- 本人確認書類**②のうちいずれか 2つ
- 本人確認書類**②のうちいずれか 1つ 及び **本人確認書類**③のうちいずれか 1つ の計 2つ

※委任者の本人確認書類は写しでも差し支えありません。

※郵送による請求の場合は本人確認書類（写）を提出します。

令和 年 月 日

私は、下記の戦没者等について元の請求者（被相続人）が行った第十二回特別弔慰金の支給請求を維持します。

また、私の氏名及び連絡先は、特別弔慰金の請求又は審査請求を行った他の同順位者に教示されることを承諾します。

なお、国債の受領は_____に委任します。

（※委任する市区町村名を記入）

記

（戦没者等）

氏 名 : _____

生 年 月 日 : _____ 年 月 日

死亡年月日 : _____ 年 月 日

（元の請求者）※被相続人

氏 名 : _____

生 年 月 日 : _____ 年 月 日

死亡年月日 : _____ 年 月 日

（私）※承継者

氏 名（フリガナ） : _____（_____）

生 年 月 日 : _____ 年 月 日

住 所 : _____
〒

電 話 : _____

償還金支払場所 : _____

令和 年 月 日

私は、下記の戦没者等について元の請求者（被相続人）が行った第十二回特別弔慰金の支給請求を維持します。

また、私の氏名及び連絡先は、特別弔慰金の請求又は審査請求を行った他の同順位者に教示されることを承諾します。

記

（戦没者等）

氏 名： _____

生 年 月 日： 明治 ・ 大正 ・ 昭和 年 月 日

死亡年月日： 昭和 ・ 平成 ・ 令和 年 月 日

（元の請求者）※被相続人

氏 名： _____

生 年 月 日： 明治 ・ 大正 ・ 昭和 年 月 日

死亡年月日： 令和 年 月 日

（私）※承継者

氏 名 (フリガナ)： _____ (_____)

生 年 月 日： 大正 ・ 昭和 ・ 平成 年 月 日

住 所： _____
〒 _____

電 話： _____

元の請求を承継する場合

私は、下記の戦没者等につき、元の請求者（被相続人）の「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」等に基づく支給（注）を受ける権利及び地位を包括的に承継する者（特定相続人）です。

私は、元の請求者の請求を承継します。

私が「特定相続人」であることについては、元の請求者の相続人全員の合意を得ています。

万が一、私以外の元の請求者の相続人が合意を得ていないと主張する場合には、私の責任で調整を行います。

また、私の氏名及び連絡先は、元の請求者の他の相続人に教示されることを承諾します。

（注）以下に掲げる法及び法に基づく支給を指します。

- ・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）に基づく特別弔慰金
- ・戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）に基づく弔慰金
- ・戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和38年法律第61号）に基づく特別給付金
- ・戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和41年法律第109号）に基づく特別給付金

提出日 令和 年 月 日

（戦没者等）

氏 名 : _____
 生 年 月 日 : 明治・大正・昭和 年 月 日
 死亡年月日 : 昭和・平成・令和 年 月 日

（元の請求者）※被相続人

氏 名 : _____
 生 年 月 日 : 明治・大正・昭和 年 月 日
 死亡年月日 : 令和 年 月 日

（私）※特定相続人

氏 名(フリガナ) : _____ (_____)
 生 年 月 日 : 大正・昭和・平成 年 月 日
 住 所 : _____
 電 話 : _____

元の請求を承継しない場合

私は、下記の戦没者等につき、元の請求者（被相続人）の「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」等に基づく支給（注）を受ける権利及び地位を包括的に承継する者（特定相続人）です。

私は、元の請求者の請求を承継しません。

私が「特定相続人」であることについては、元の請求者の相続人全員の合意を得ています。

万が一、私以外の元の請求者の相続人が合意を得ていないと主張する場合には、私の責任で調整を行います。

また、私の氏名及び連絡先は、元の請求者の他の相続人に教示されることを承諾します。

（注）以下に掲げる法及び法に基づく支給を指します。

- ・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）に基づく特別弔慰金
- ・戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）に基づく弔慰金
- ・戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和38年法律第61号）に基づく特別給付金
- ・戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和41年法律第109号）に基づく特別給付金

提出日 令和 年 月 日

（戦没者等）

氏 名 : _____
 生 年 月 日 : 明治・大正・昭和 年 月 日
 死亡年月日 : 昭和・平成・令和 年 月 日

（元の請求者）※被相続人

氏 名 : _____
 生 年 月 日 : 明治・大正・昭和 年 月 日
 死亡年月日 : 令和 年 月 日

（私）※特定相続人

氏 名(フリガナ) : _____ (_____)
 生 年 月 日 : 大正・昭和・平成 年 月 日
 住 所 : 〒 _____
 電 話 : _____

戦没者等との生計関係申立書

請求者の氏名等	(明・大・昭 年 月 日 生)		戦没者等との続柄		
戦没者等の入隊、徴用等の時期及び当時の住所地	時 期	昭和 年 月 日			
	請求者の住所地				
	戦没者等の住所地				
戦没者等の入隊、徴用等の当時における家族関係	戦没者等の家族	氏 名	戦没者等との続柄	職業	生計関係の有無
	戦没者等と同居していた家族				有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
	戦没者等と別居していた家族				有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
				有 ・ 無	
①請求者が戦没者等と生計関係を有するに至った時期					
大正・昭和 年 月 日					
②生計関係を有するに至った時期から戦没者等入隊等の時までの生活状況(主に誰の収入によって生活を維持していたのか)を詳細に記載してください。					
③戦没者等入隊等から死亡時までの家族関係(戦没者等と生計関係を有していた家族氏名)及び生活状況(主に誰の収入によって生活を維持していたのか)を詳細に記載してください。					

上記のとおり相違ないことを申し立てます。

令和 年 月 日

申立人 氏名

委 任 状

令和 年 月 日

私は _____ の理由により、市区町村役場へ行くことができないので、次の者に下記の受領を委任します。

委任者（請求者）

氏 名： _____ 電話番号 _____

住 所： _____

受任者（代理人） 委任者（請求者）との関係： _____

※受任者（代理人）は、委任者（請求者）及び受任者双方の **◆本人確認書類** を持参してください。

氏 名： _____ 電話番号 _____

住 所： _____

記

委任事項 ※委任する事項にチェック(☑)を入れてください		☑記入欄
1	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金裁定通知書 または却下通知書の受領	
2	第十二回特別弔慰金国庫債券の受領	

◆ 本人 確 認 書 類

- ① 官公庁から発行された顔写真入りの書類
(運転免許証、運転経歴証明書、旅券(パスポート)、マイナンバーカード等)
- ② 官公庁から発行された顔写真がない書類(介護保険被保険者証、年金手帳等)
※氏名の他に、生年月日または住所が入ったもの
- ③ 氏名の他に、生年月日、住所または顔写真が入った書類(預金通帳、公共料金の領収証、診察券、社員証等)

◆委任者（請求者）の本人確認方法

- ・ 現在の戸籍抄本 ※請求書に添付されているもの
- ・ **本人確認書類**①～③のうちいずれか 1つ

◆任意代理人の本人確認書類

- (1) **本人確認書類**①のうちいずれか 1つ
- (2) **本人確認書類**②のうちいずれか 2つ
- (3) **本人確認書類**②のうちいずれか 1つ 及び **本人確認書類**③のうちいずれか 1つ の計2つ

※委任者の本人確認書類は写しでも差し支えありません。

※郵送による請求の場合は本人確認書類(写)を提出します。

令和 年 月 日

宛先：〇〇県援護主管課／特別弔慰金担当課

下記の戦没者等について、私のした第十二回特別弔慰金の請求に関し、私と同順位の請求者等の情報について教示をお願いします。

記

(戦没者等)

氏 名： _____

生年月日： 明治 ・ 大正 ・ 昭和 年 月 日

死亡年月日： 昭和 ・ 平成 年 月 日

除籍時の本籍等： _____

(私（照会者）)

氏 名： _____

住 所： _____

電 話： _____ - _____

戦没者等との続柄： 子・兄弟姉妹・甥姪・その他(_____)

※（戦没者等）の項目は、分かる範囲で記入してください。

文 書 番 号
令和〇年〇月〇日

〇〇町福祉政策課援護恩給係 殿

〇〇市町民福祉部住民課
〇〇 〇〇

現況等申立書の提供について（依頼）

日頃から、援護行政につきまして御協力いただき、誠にありがとうございます。

下記請求者に係る戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求・裁定事務に活用するため、下記請求者が従前の特別弔慰金の請求時に提出した現況等申立書の写しの提供をお願いいたします。

記

- 1 戦没者氏名：〇〇 〇〇
（大正〇〇年〇月〇日生、昭和〇〇年〇月〇日死亡）
- 2 請求者氏名：〇〇 〇〇
- 3 必要とするもの
第△回特別弔慰金で提出された現況等申立書の写し

[連絡先]

〒〇〇〇—〇〇〇〇

〇〇市〇〇課援護恩給担当

担当 〇〇

電話 〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇

第十二回特別弔慰金国庫債券氏名等届出書（イメージ図）

証券の交付年月日等

裁定通知書の記号及び番号
厚用L裁定0000001

第十二回特別弔慰金国庫債券氏名等届出書

支払場所変更時には、見本証券と一体で移管

償還金支払場所		記名者住所	記名者氏名
(東京都)	霞が関郵便局	東京都千代田区霞が関1-2-2	援護 花子
(都道) 府県			
(都道) 府県			
(都道) 府県			

支払表示欄					記号	額面金額	番号
令和8年4月15日渡	令和9年4月15日渡	令和10年4月15日渡	令和11年4月15日渡	令和12年4月15日渡	い	27.5万円	

令和 7 年改正

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金
事務処理の手引

令和 7 年 4 月発刊

発行 厚生労働省社会・援護局
援護・業務課

東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話 03-5253-1111（代表）